

一般社団法人日本社会福祉学会

2016年度関東部会研究大会抄録集

大会テーマ

当事者固有の文化にもとづいた社会福祉の構築

開催日：2017年3月11日

会場：明治学院大学白金キャンパス

【プログラム】

■■■受付 場所：本館 2階■■■

■受付開始 9：00 （本館2階）

■■■自由研究報告 場所：本館 3階 1303教室他■■■

■自由研究報告 9：30～11：40

第1分科会 場所：本館 3階 1303教室

9：30～10：10

- ①【研究報告部門】児童養護問題における質的变化とは何だったのか
ー今求められる児童養護理論を探究するためにー
日本福祉大学 立教大学大学院博士後期課程 片岡志保

10：15～10：55

- ②【研究報告部門】特別養子縁組における子の福祉に関する研究
ー公刊された裁判例を対象としてー
公益財団法人鉄道弘済会 赤木拓人

11：00～11：40

- ③【研究報告部門】児童虐待対応における thresholds（支援開始レベル）の概念について
ー英国の研究動向における視座からの検討ー
ルーテル学院大学大学院博士後期課程 池田紀子

第2分科会 場所：本館 3階 1304教室

9：30～10：10

- ①【研究報告部門】日本における12ステップ系セルフヘルプグループの開催決定要因
ー都道府県別ミーティング月間開催時間の分析からー
東洋大学大学院博士前期課程 長縄洋司

10：15～10：55

- ②【研究報告部門】シンガポール意思能力決定法(MCA)と成年後見制度
ー急速な高齢化への対応と家族主義の変容ー
立教大学社会デザイン研究所 櫻井幸男

11：00～11：40

- ③【萌芽的研究報告部門】成年後見人の不正防止対策に関する疑義
ー成年後見利用促進委員会審議レビューを通してー
介護保険学び舎 越川文雄

第3分科会 場所：本館 3階 1305教室

9：30～10：10

①【研究報告部門】里親認定前研修の状況に関する研究

ー全国69都道府県市児童福祉主管部（局）長への実態調査をもとにしてー
神奈川県立保健福祉大学 新保幸男

10：15～10：55

②【研究報告部門】発達障害児の診断に至るまでの子育て困難と父母の子ども理解をめぐるの実態

東洋大学大学院博士後期課程/福山市立大学 高橋 実

11：00～11：20

③【萌芽的研究報告部門】ろう者固有の文化言語モデルを尊重した聴覚障害児の親支援とは

ー親の経験におけるろう者との出会いからー
日本社会事業大学博士前期課程 瀧尾陽太

11：20～11：40

④【萌芽的研究報告部門】日本の乳児保育成立期の研究（その1）

ー京都市の昼間里親制度を手がかりにー
東洋大学大学院博士後期課程 五十嵐裕子

第4分科会 場所：本館 3階 1306教室

9：30～10：10

- ①【研究報告部門】東京都におけるホームレス自立支援センターを「自立困難」で退所する者の
継続支援に関する一考察

無料低額宿泊所に関する先行研究レビューを通して

武蔵野大学/首都大学東京大学院博士後期課程 櫻井真一

10：15～10：55

- ②【研究報告部門】生活保護における教育・進学支援再考

ー生活保護実施要領の変遷からー

首都大学東京大学院博士課程 荒牧孝次

11：00～11：20

- ③【萌芽的研究報告部門】自主性を尊重しながら子育て支援団体を育成する公的な支援のあり方
についての研究

ー神奈川県子ども子育て支援プロジェクト事業より検証するー

神奈川県立保健福祉大学大学院修士課程 野北康子

11：20～11：40

- ④【萌芽的研究報告部門】時間的シティズンシップ試論

ー福祉時間のポリティクスー

日本女子大学 坪 洋一

第5分科会 場所：本館 3階 1307教室

9：30～10：10

- ①【研究報告部門】幸福増進要因としての公私のパートナーシップ
～日本とイギリスの比較から見えてきたこと～
上智大学大学院博士前期課程 西牧由起

10：15～10：55

- ②【研究報告部門】高齢者のグループリビングにおける住人の生活意識に関する研究
－住人を対象にしたインタビュー調査から－
立教大学大学院博士後期課程 星野友里

11：00～11：20

- ③【萌芽的研究報告部門】地域における社会福祉法人の担う役割
－法人経営の内側から見た社会福祉法人制度改革－
上智大学大学院博士前期課程 澤口 望

11：20～11：40

- ④【萌芽的研究報告部門】路上対策の構図
－社会福祉と暴力－
首都大学東京 岡部 卓

第6分科会 場所：本館 3階 1308教室

9：30～10：10

- ①【研究報告部門】児童養護施設におけるソーシャルスキルトレーニングの実践と効果に関する一考察
ー子ども版QOL尺度を用いてー
特定非営利活動法人 JAM ネットワーク 高取しづか

10：15～10：35

- ②【実践報告部門】地域産業と福祉との連携における地域活性化に繋がる形成過程の考察
就労支援事業所における農業作業を通じた地域開発への取り組み
日本社会事業大学大学院博士前期課程 岩崎諭史

10：35～10：55

- ③【萌芽的研究報告部門】都道府県の精神保健福祉相談員が市町村に行う技術支援の特性
ーソーシャルワーク・コンサルテーションを枠組みとした分析からー
ルーテル学院大学大学院博士前期課程 岡田隆志

11：00～11：20

- ④【萌芽的研究報告部門】ソーシャルワーク実践のエビデンスにおけるエビデンスレベル適用の
限定性
ー実践の各局面におけるRCTの適用性からー
首都大学東京大学院博士後期課程 間嶋 健

11：20～11：40

- ⑤【萌芽的研究報告部門】貧困・社会的排除に対峙するソーシャルワークについての一考察
ーソーシャルワーカーへのグループインタビューから見てきたものー
佛教大学大学院博士後期課程 石坂 誠

■■休憩■■

■■運営委員会■■

■休憩

12:00～13:00

■運営委員会（場所：本館 3階 1352教室）

12:00～13:00

■■■基調講演■■■

場所：本館 2階 1201教室
13:00～14:00

「目の見えない人は世界をどう見ているのか ―身体論から考える障害―」

講 師 伊藤 亜紗 氏（東京工業大学リベラルアーツ研究教育院）

■■■シンポジウム■■■

場所：本館 2階 1201教室
14:10～17:00

「当事者固有の文化にもとづいた社会福祉の構築」

シンポジスト 本間 照雄 氏（東北学院大学）

シンポジスト ヴィラーグ ヴィクトル 氏（日本社会事業大学）

コメンテーター 月田 みづえ 氏（昭和女子大学）

コーディネーター 田嶋 英行 氏（文京学院大学）

■■■総会・関東部会研究大会奨励賞授与式■■■

場所：本館 2階 1201教室
17:00～17:30

■■■懇親会■■■

場所：明治学院記念館 2階
18:00～

2016年度日本社会福祉学会関東地域ブロック研究大会(2017年3月11日)日程表

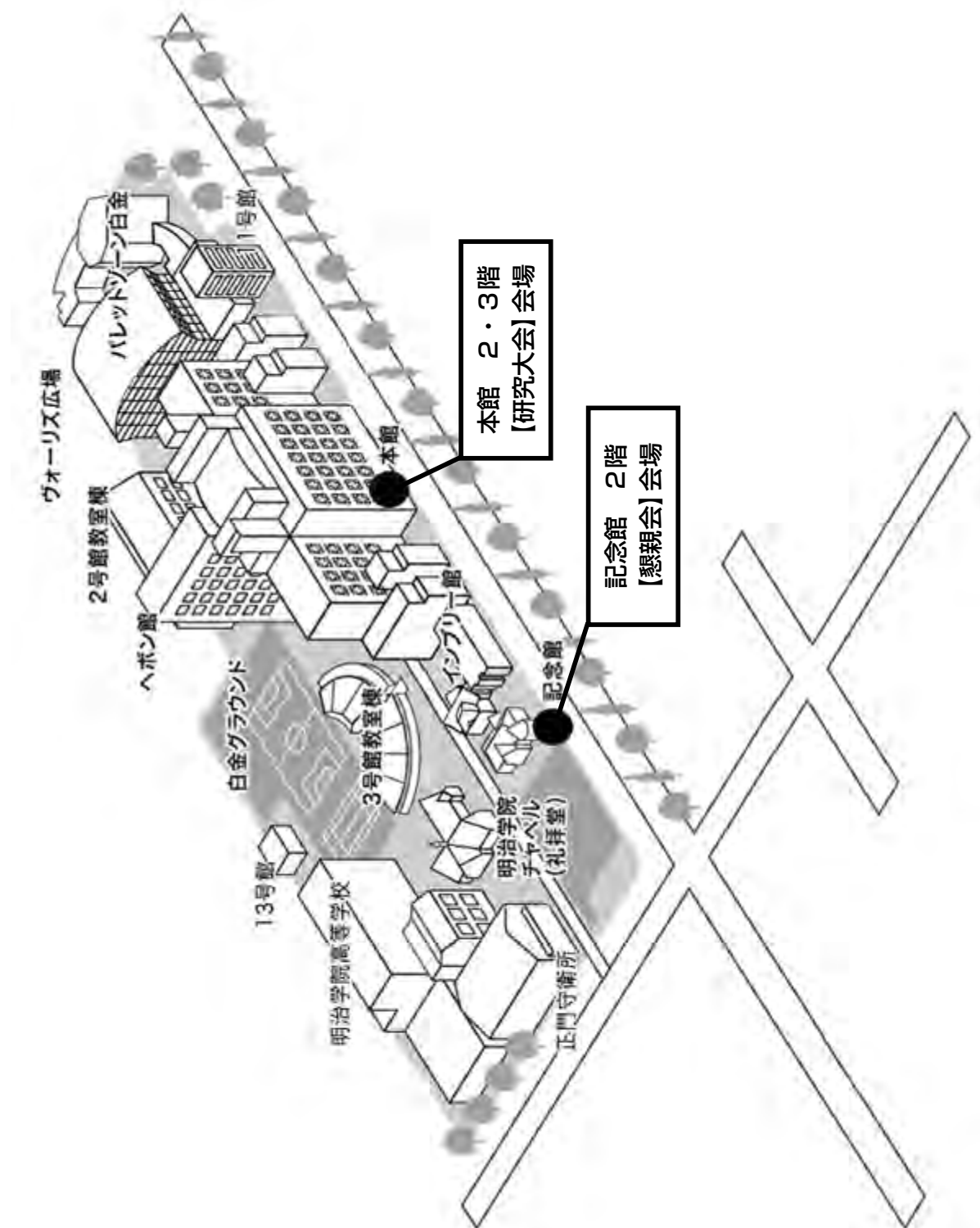
時間	全体会場 1201教室	第1分科会 1303教室	第2分科会 1304教室	第3分科会 1305教室	第4分科会 1306教室	第5分科会 1307教室	第6分科会 1308教室	事務局①	事務局②	事務局③
----	----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	------	------	------

9:00 受付開始
本館2階

9:30 自由報告発表	座長: 林 浩康	座長: 丸山 晃	座長: 小林 理	座長: 新保 美香	座長: 金子 充	座長: 田村 綾子	大会事務局 1352 教室	奨励賞審査 1360教室	PM/バイト控室 1361教室
10:10	①【研究報告】 片岡 志保	①【研究報告】 長縄 洋司	①【研究報告】 新保 幸男	①【研究報告】 櫻井 真一	①【研究報告】 西牧 由起	①【研究報告】 高取 しづか			
10:15	②【研究報告】 赤木 拓人	②【研究報告】 櫻井 幸男	②【研究報告】 高橋 実	②【研究報告】 荒牧 孝次	②【研究報告】 星野 友里	②【実践的研究】 岩崎 諭史			
10:55						③【萌芽的研究】 岡田 隆志			
11:00	③【研究報告】 池田 紀子	③【研究報告】 越川 文雄	③【萌芽的研究】 龍尾 陽太	③【萌芽的研究】 野北 康子	③【萌芽的研究】 澤口 望	④【萌芽的研究】 間嶋 健			
11:40			④【萌芽的研究】 五十嵐 裕子	④【萌芽的研究】 坪 洋一	④【萌芽的研究】 岡部 卓	⑤【萌芽的研究】 石坂 誠			
12:00 運営委員会							運営委員会 1352教室	シンポジスト 控室	
13:00 基調講演 伊藤 亜紗									
14:00									
14:10 シンポジウム 本間 照雄 ヴァイラーグ ヴィクトル									
17:00 総会・授与式 奨励賞授与式									
17:30 閉会									
18:00 懇親会(記念館2階)									

(敬称略)

キャンパス案内図



抄 録

第1分科会 場所：本館 3階 1303教室

9：30～10：10

- ①【研究報告部門】児童養護問題における質的变化とは何だったのか
ー今求められる児童養護理論を探究するためにー
日本福祉大学 立教大学大学院博士後期課程 片岡志保

10：15～10：55

- ②【研究報告部門】特別養子縁組における子の福祉に関する研究
ー公刊された裁判例を対象としてー
公益財団法人鉄道弘済会 赤木拓人

11：00～11：40

- ③【研究報告部門】児童虐待対応における thresholds（支援開始レベル）の概念について
ー英国の研究動向における視座からの検討ー
ルーテル学院大学大学院博士後期課程 池田紀子

■座長：林 浩康 氏（日本女子大学）

研究報告部門

児童養護問題における質的变化とは何だったのか —今求められる児童養護理論を探究するために—

日本福祉大学 立教大学大学院博士後期課程 片岡 志保 (7485)

[キーワード] 質的变化, 家庭的養護理論, 積極的養護理論

1. 研究目的

2016 年の児童福祉法改正では第 3 条の 2 が新設され, 社会的養護を必要とする児童に対し, 「児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう, 児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう, 必要な措置を講じなければならない」とされた(下線筆者)。現在, 新たな社会的養育の在り方に関する検討会において用語の定義について議論が継続されている。検討会の審議経過からは社会的養護の場における養育のあり方はあいまいであることが言えよう。児童養護施設における生活単位の小規模化は進んでいるが, 小規模化の課題については繰り返し指摘され(堀場 2016, 二井ら 2014), 「社会的養護の根源的な養育論の確立も今後の課題である。小規模ケアの方法論, 家庭的養護支援の方法論も確立しているとはいえない」(柏女 2014)とされている。

筆者は, 児童養護理論について「対象」「目的」「方法」を主な構成要素とすると操作的に定義した(片岡 2016)。現在求められる児童養護理論について言及しようとするにあたって, 産業構造に大きな変化があった高度経済成長期に現在の児童養護問題に共通する素地があると考え, 当時児童養護問題としてとらえられた質的变化に注目する。先行研究においては, 質的变化とは何かという概念整理や児童養護理論と関連付けた検討は行われていない。また, 児童養護問題については構造や発生要因について述べられているものの, 施設における実践やその時々

の児童養護問題を児童養護理論に関連付けて述べたものはない。

以上のことから, 本稿においては児童養護理論の構成要素である対象(児童養護問題, 本稿では質的变化)に注目し, 児童養護理論の構成要素の関係の一端を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点及び方法

本研究は文献研究である。研究目的を達成するために次の 3 点を研究課題とする。①質的变化について戦後児童養護問題とされたホスピタリズムと比較して整理する。そのことによって, 児童養護問題の認識の変化(児童養護理論の対象認識の変化)が明らかになると考える。②その頃発表された理論, 大谷嘉朗の「家庭的養護理論」と石井哲夫の「積極的養護理論」を分析し, 質的变化との関係を整理する。③当時の実践は質的变化にどう対応していたか, 二つの理論は実践にどう生かされたかを検討し, 最後に目的について述べる。尚, 研究目的に沿って対象とした時期は, 主に児童養護問題の変化のきざしが指摘された 1956 年から, 問題がより具体的に認識された 1973 年までとした。

3. 倫理的配慮

一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針に基づいて, 原点主義を貫き他説の引用は厳格に行った。

4. 研究結果

① ホスピタリズムと質的变化について, 文献に示された子どもたちに現れる症状(現象)には類似性があるものの, その要因については異なった理解がされていた。つまり, ホスピタリズムにおいてはその名の通り, 施設に要因があると考えられ, 質的变化についてはとらえ方や論述内容に違いや差はありながら, その要因は直接的には家庭にあると考えられていた。ホスピタリズム論争のきっかけとなった論文が発表された 1950 年と, 全国養護施設長協議会で質的变化が問題提起された 1960 年の間に, 問題の要因に対する認識が変化し児童養護問題の変化となっていた。

② 家庭的養護理論: 大谷(1969)は, 児童養護問題について「親たちの生活のゆがみが, その子どもたちに対する社会的養護の必要性を促す傾向が近年ますます増加してきている」, 「施設養護における問題点として, ホスピタリズムと同じように問題とされているものに, いわゆるインスティチュショナルリズム(それこそ施設生活癖とでも呼ばれよう)とか, レジメンテーション(軍隊式画一化)の問題がある」などと述べ, 質的变化と同時に

にホスピタリズムの問題も指摘している（大谷 1969：36, 75）。質的变化の問題に関連して、親子関係の調整尊重を施設養護の基本原理の一部としている。また、「対象児童の質的变化のもっとも新しい傾向として、幼児の入園措置の急激な増加の現象」（大谷 1969：80）をあげ、幼児養護についてホスピタリズムの最大原因となっている監視保育（養護）にならないよう語気を強めている。この際、「施設集団においては、収容児童の側からする積極的自発的な日常生活運営への参加は期待でき」ないという認識を背景に、職員の意図的な働きかけの必要性を述べ、「社会的意図的集団性」と「人為的人間関係」を「社会的教育的治療過程を展開する施設養護の二大枠組み」としている（大谷 1969：49-52）。目的については「児童養護とは（中略）これらの児童が将来社会でできうるかぎり有用な独立自活の市民となるようにするために」あるいは「児童がその属する社会の生産文化の創造的になり手として独立自主の市民となる」（大谷 1969：7, 11）と述べられている。

積極的養護理論：石井は 1956 年論文において、日本の育児の枠組みによって「偏った子ども」「非社会的な子ども」が多く出現していると指摘した。「家庭生活と同一にはならない施設生活を、家庭へ戻す働きに腐心せずに、施設の集団生活を、本質的な目標のために体制化することが望ましい」こと、その「目標」とは「人間が成長してよき社会人になること」つまり、「社会の中のいくつかの集団に入り、その集団の目標のもとに、自発的によく体制化していくと同時に、集団内での対人関係を民主的に維持する努力を行うことが出来ること」とした。その背景には「子どもの問題は、子ども自身がもっともよい解決者」（石井 1956）という考えがあった。また、子どもを「被治療者」ととらえ養護施設における実践を集団治療教育と位置づけてサイコドラマを提案した。1961 年には「母性行為の操作」を提案している。質的变化という用語は見当たらないが、1963 年論文では「この頃の養護施設」について「養護施設の純粋性を失ったといって嘆くむきがある」とし、人格形成上の問題を回復させる「生活治療」を提案している（石井 1963）。

③ 大谷が園長を務めていた施設の保母の記録に「乳幼児期に充分に一定の人に愛された経験を持たない満 5 歳の幼児」に対して「欲求にはできる限り満たそうと努力した」とある。当時の保母 7 名の勤務年数は 3 年半が最長で、4 名が半年間となっていた（大谷 1964）。石井が提案したサイコドラマは一定の施設で実際に取り入れられていた（斎藤 1959）。石井自身は 1970 年論文において「養護施設の専門化の傾向は、依然として微視的立場にまで入り込んでいない」と受け止めていた。

5. 考察

ホスピタリズムから質的变化への問題認識の変化は、児童養護問題に対する認識の視点がより客観的、科学的になって来たことを示している。大谷、石井の両者はいわゆる質的变化について、家庭の問題が児童養護問題の直接的な要因と認識していた。児童養護問題の要因に対する認識に共通性があったとしても、理論においては異なった方法が提案されていることがわかった。また、分析の過程において施設で暮らす子ども観の違いが示された。

今後の課題として、施設で暮らす子ども観や「目的」が児童養護理論の構築にどのように影響したかを明らかにしていきたい。

引用文献／二井り子・今井範子・山本直彦（2014）「ケア形態から見た子どもの生活空間の現状と小規模化に対する施設職員の評価-全国の児童養護施設調査による-」『日本建築学会技術報告集』20（44），213-217。／堀場純矢（2016）「児童養護施設の小規模化で見えてきた課題」『子どもと福祉』9，18-21。／石井哲夫（1956）「養護施設における集団治療教育についての考察」『社会事業の諸問題』4，56-71。／石井哲夫（1959）「積極的養護技術論」『社会事業』42（7），31-37。／石井哲夫（1961）「積極的養護理論（II）—母性行為の考察」『社会事業の諸問題』9，98-113。／石井哲夫（1963）「養護機能の基本課題—積極的養護理論（3）」『社会事業の諸問題』11，201-225。／石井哲夫（1970）「積極的養護理論に関するおぼえ書き—家庭的養護をめぐる—」『児童養護』1（2），4-7。／柏女霊峰「社会的養護改革」日本社会福祉学会事典編集委員会編『社会福祉学事典』丸善出版，406-407。／片岡志保（2016）「児童養護理論・実践・政策の関係についての—考察—戦時下ならびに戦争直後における実践の変質から」『日本福祉大学社会福祉論集』（134），153-171。／大谷嘉朗（1969）『保母養成講座 第 10 巻 保育理論 II—養護原理』全国社会福祉協議会。／大谷嘉朗編（1964）『子らとともに 第一集』バット博士記念ホーム。／斎藤 実（1959）「サイコドラマ」『児童福祉研究』3，59。

研究報告部門

特別養子縁組における子の福祉に関する研究

---公刊された裁判例を対象として---

○ 公益財団法人鉄道弘済会 赤木 拓人 (9134)

神奈川県立保健福祉大学 新保 幸男 (1599)

キーワード：特別養子 子の福祉 養子縁組 裁判例

1. 研究目的

公刊された裁判例を対象として、特別養子縁組における「子の福祉」とは何かを明らかにすることを目的とする。

「児童福祉法の一部を改正する法律」施行による養子縁組里親の法定化及び里親の研修義務化、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（以下、養子縁組あっせん法。）」の制定により、特別養子縁組は一層活用される制度となるだろう。「特別養子縁組は子の福祉のための制度である」旨が指摘され、養子縁組あっせん法の目的が「児童の福祉の増進」と定められているが、「子の福祉」とは何か明らかとなっていない。養子縁組における「子の福祉」と何かを明確化する必要があるといえる。

2. 研究の視点および方法

特別養子縁組の裁判例を対象とした文献研究とした。裁判例で用いられている「福祉」という語に注目し、文脈等を考慮して分析した。本研究の対象となるのは、平成 27 年 12 月 22 日現在公刊されている 44 の裁判例である。各裁判例は番号で表記し（表を参照のこと。）、また裁判文では仮名が用いられているが、その引用等において、養子となる者を A、養父となる者を X1、養母となる者を X2、実父を Y1、実母を Y2 と表記した。これは統一した表記を用いることにより論理を明確にするためである。

3. 倫理的配慮

2. 研究の視点及び方法で述べたように、本研究は公刊された裁判例を対象としているため個人情報扱うものではなく、また、裁判文においては仮名が用いられているが、その引用においては、養子となる者、養母となる者などを記号で表記した。本研究は日本社会福祉学会研究倫理指針に則って行った。

4. 研究結果

対象裁判例において、「福祉」が用いられているものは 19 件（【3】【5】【7】【8】【16】【21】【23】【24】【27】【29】【31】【33】【36】【37】【38】【41】【40】【43】【44】）であった。これらを主な争点により分類した。

①民法 817 条の 7 が争点となっている裁判例で「福祉」を用いているものは 15 件ある。認容 10 件（【3】【5】【7】【8】【21】【31】【33】【38】【40】【43】）、却下 3 件（【24】【36】【44】）、取消差戻し 2 件（【16】【37】）である。②民法 817 条の 6 が主な争点となり、「福祉」を用いている裁判例 9 件は、認容 5 件（【3】【27】【29】【41】【43】）、却下 1 件（【44】）、取消差戻し 3 件（【16】【23】【37】）である。①②両方に分類されたものは、【3】【37】【43】【44】は①として、【16】は②として扱った。

5. 考察

(1) 特別養子縁組の目的

【3】では、A の利益、すなわち「A の健全な育成と福祉の向上を図る」という目的達成のためには、X らと A との間に特別養子縁組を成立させることで実親子同様の親子関係を設定することが特に必要であると記されている。また、【5】【7】【8】【21】【31】【33】には、認定事実に基づいて本件特別養子縁組の成立は「子の現在及び未来の福祉の確保とその向上のため必要不可欠といえることができるのである。」

「A の健全な育成と福祉の増進のため有益である」、「A のためには……その健全な育成と福祉の増進のために特に必要」、「A の健全な育成と福祉の増進のために特に必要」、「事件本人の健全な成長と福祉の増進のためには、……相当であると思料する。」、「A の福祉に合致し、その利益のため特に必要であるといふべきである。」とある。各裁判例では、個別具体的な事由を挙げたうえで、特別養子縁組は「A の福祉の増進・向上」などのために必要である旨を述べている。以上から、「子の福祉」は特別養子縁組の目的の一つだと示唆される。

しかし、【24】【36】では A の実親はひとり親で、実親は A を養育することが困難であり、X らの監護養育下に置いておくことが「A の福祉」にとって適切な旨が述べられているが、申立は却下されている。その理由の趣旨は「X と Y との間に親族関係がある場合、Y との血族関係を終了させても A と X らの完全な断絶が果たせるものではなく、却って、実方との関係で複雑な人間関係を生じることにもなりかねない。」というものである。それでも尚、特別養子縁組が認められる場合として、X の存在が A の今後の養育にとって有害（【24】）、A の成長に障害となる場合（【36】）があげられている。

以上【24】【36】では、X らによる監護・養育が子の福祉にとって適切であっても、実親と養親となる者との間に親族関係がある場合には特別養子縁組が認容されにくいことが示唆されている。

(2) 「子の福祉」を考える視点

【3】「A の健全な育成と福祉の向上のためには、A の監護養育に必要な熱意と能力が十分であると認められる X らと A との間に実親子同様の関係を設定し、安定した家庭と身分を保証することが必要である」、【31】「A は Y らから手厚い監護養育を受けうる望みは皆無に等しく、十分な保護が期待できず、X らは養親としての十分な適格性を有しており、X らと A の適合性にも問題はないから、A の健全な成長と福祉の増進のために双方の間に特別養子縁組を成立させるのが相当である」（下線部筆者）など、各裁判例の記述から、特別養子縁組における子の福祉を考えるうえで、「監護養育」は要素の 1 つであると考えられる。また、特別養子縁組の養親となる者の適格性を判断する要件としても「監護養育環境」があげられており、要保護児童を対象とした制度である特別養子縁組において、子にとってより適切な監護養育を与えることが「子の福祉」にとって望ましいことの表れだと推察される。

（謝辞）本研究は厚生労働科学特別研究「里親認定に係る研修に関する研究」（H27-指定-特別-37）の助成を受けて実施した研究を基盤としている。

研究報告部門

児童虐待対応における thresholds（支援開始レベル）の概念について

ー英国の研究動向における視座からの検討ー

ルーテル学院大学大学院総合人間学研究科社会福祉学専攻博士後期課程2年 池田 紀子 (007281)

〔キーワード〕 児童虐待, thresholds (支援開始レベル), 意思決定

1. 研究目的

「児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年五月二十四日法律第八十二号）」（以下、児童虐待防止法と略）が2000年に制定されてから、児童虐待防止に向けた様々な対応策が講じられ強化されてきているが、相談件数は増加の一途を辿っている。死亡事例検証報告書によると関係機関が関与しながらの虐待死も発生しており、死亡や重篤化をなくすためには虐待アセスメントの精度を上げていくことが喫緊の課題である。関係機関による虐待通告は、児童相談所と市区町村の双方が受けることになっているが、この受理体制の課題として、厚生労働省社会保障審議会児童部会専門委員会は、通告する側に緊急度の判断と通告先の選択が強いとされている点を挙げ、初期対応の漏れを防ぐため児童相談所と市区町村の間で共通のアセスメント基準を作成することが提言されている（厚生労働省2016）。筆者は教育委員会に所属するスクールソーシャルワーカーとして児童虐待に対応する立ち位置にあるが、市への通告なのか、緊急一時保護の必要性を伝えることを含めた児童相談所への通告なのかを判断する際、通告する必要性を判断した根拠としての自らのアセスメントの精度や専門性が所属組織や関係機関から問われる厳しさを実感している。また、虐待として判定しないが社会的支援が必要と判断したアセスメントでは、虐待通告の形をとらないリスクを負いながらの意思決定という厳しさがある。

支援者に虐待アセスメントや通告の判断が求められるこうした状況を踏まえ、筆者が海外における児童虐待に関する意思決定に関する研究動向を調べたところ、「敷居」「入口」「出発点」「境界」「閾値」等を意味する thresholds という用語が意思決定に関連して出てきたが、必ずしも上記の訳語だけでは文脈を十分に理解したとはいえない内容が少なかつた。例えば、送致段階における子ども保護に向けた thresholds が混乱している（Gorin & Jobe 2013）との指摘がある。この送致段階の混乱という指摘は、日本における通告先の選択に直面化する支援者が抱える課題を想起させるものであるが、子ども保護に向けた「通告基準（境界）」の混乱なのか、「権限による介入開始（入口）」の混乱なのかなど、訳語により異なる解釈となってしまう。筆者がこれまで収集した国内の先行研究では、児童虐待対応の文脈に適合する thresholds の訳語が紹介されておらず、国内外の児童虐待に関する研究動向を把握するにあたって、この thresholds の概念を検討することが必要と考えた。上記の問題関心に基つき、本研究では、児童虐待と thresholds を研究視座に取り入れている海外の文献レビューからこの用語が用いられている文脈を整理し、日本における児童虐待対応の実践研究でこの用語を用いるための日本語訳の検討を通して、thresholds の概念を検討することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

児童虐待対応と thresholds の関連から研究動向を把握するため、SocINDEX with Full Text を用いて「child abuse」「social work」「threshold」の検索語を含む査読付き学術専門誌について期間を限定しないで and 検索したところ、1987～2016年までの期間で15件が該当した（2017/1/12時点）。この15件の国別内訳は、英国11件、米国2件、英国・デンマークの国際比較1件、ルーマニア1件であった。先行研究では英国と米国の研究論文が多く引用されることから国際比較とルーマニアを除外した13論文を読み込んだ。児童虐待対応と thresholds の関連への言及がない6論文（心理学用語や国家の貧困ラインを示す用語、プログラム評価の背景説明、調査対象者が弁護士と当事者）を削除したところ、残りの7論文は英国研究者によるものであった。この結果を踏まえ、本研究においては英国の研究動向を焦点化することとし、このうち thresholds と米国の虐待通告制度の関連を分析した1論文を削除し、残った6論文を分析対象とすることにした。またこの6論文で thresholds について述べている文章で引用され入手可能であった論文、英国政府によるガイドライン・政策文書、書籍の10文献も分析対象として読み込んだ。分析では、まず一次分析として最初の6論文を読み込み、研究目的、研究方法、調査方法・対象を概観してから、thresholds について言及している箇所を前後の文脈も踏まえながら、《筆者の問題関心》、《調査結果》、《考察》を軸として一覧表にまとめた。次に二次分析として、10文献も含めた全ての文献で thresholds の用語が含まれている文章の訳文をリスト化し、要約した意味づけをフレームワークに分類した。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の「研究倫理指針」に基づき、本発表には個人や事案が特定される情報は含まれていないことを確認した。

4. 研究結果

6 論文の一次分析では、《筆者の問題関心》からの thresholds が意味する内容は、【子ども保護のシステムに入る】ため、「虐待対応やソーシャルワークサービスが開始されるトリガー」、「支援計画の決定を下すポイント」、「多様なニーズを包摂」、「多くの子どもたちが法律上の介入の thresholds の下に分類」され、【支援者との関わり】の視点では、「システム対象外の子どもや家族へ支援しようとする」と thresholds は上がる、「組織によって thresholds の理解が異なる」と述べられていた。《調査結果》からは、【複雑で一貫性がない状況】として「支援機関間の thresholds の混乱・無理解」、「ソーシャルケアの thresholds に達しているものの振り分けされない」、「ネグレクトで深刻な結果に至ったケースは長期間支援機関が把握していたが、介入の thresholds に達していても支援者が十分に組み込んだエビデンスは見られなかった」、「『更なる行動をとらない』(NFA) 決定が選択され、thresholds を高く設定する行動が継続」、【関係機関間の理解のずれ】として「他の専門職との間で thresholds の理解が全く異なり、リスクと顕著な危害の理解をめぐり争う」、【労務環境】として「山積みの業務により、介入の thresholds を上げていく可能性」が指摘された。《考察》では、「ケース対応の積み重ね」、「異なるレベルでの対応」、「親との協力関係」を通じた【支援の積み重ね】、「理解のための thresholds の明確化」、「子ども保護手続きに入るための thresholds のエビデンスを一致させていく」という【行政機関の役割】、実践現場には「thresholds を上げていくプレッシャー」があり、「管理職による情緒的なサポートとインフォーマルな話し合いができる同僚の存在」による【thresholds 上昇防止の対応策】が必要との視点が提示された。

次に、10 引用文献も含めた全ての文献から thresholds の用語が含まれている 104 の文章を翻訳し、英語と日本語で作成した一覧をもとに、例えば high thresholds や thresholds of multi-agency intervention など、thresholds に意味づけが付加されていると考えた 41 文章を要約したところ、最終的に「プロセス」「規定」「レベル」の 3 つのフレームワークで分類された。この二次分析の結果、「プロセス」は【送致】【複数の支援機関の関与】【段階】【支援者の関わり】【資格要件と実態の乖離】【子ども保護手続き】【組織内の動き】として、「規定」は【法律】で児童法 17 条、47 条、31 条の条文として、「レベル」は、【介入】【高低差】【重複する領域】【決定結果】【保護手続きの開始】【サービス対象】【ニーズ】【リスク要因】【優先順位】として分類された。

5. 考察

一次分析では、システムに入るポイントやトリガー、法律等の境界線としての「動かない側面」の静的な意味と、支援者が取り組む複雑な状況や支援機関との葛藤、労務環境の厳しさという「動く側面」の「動的」な意味の両側面が把握できた。二次分析で分類した「プロセス」「規定」「レベル」のフレームワークは、動的な「プロセス」が、静的な「規定」へとつなげていき、動的・静的両方の意味を含む「レベル」として支援が開始される、という概念の軸と捉えることで、両分析の結果の共通項が得られたと考えた。この結果を踏まえると thresholds の概念は多義的な意味があり、実践現場では支援者によって重層的な意味づけが発生していると考えられる。『オクスフォード英語辞典』は、thresholds を「The magnitude or intensity that must be exceeded for a certain reaction, phenomenon, result, or condition to occur or be manifested (ある出来事が起こるために、上回るとされなければならない、あるいは明確にされなければならない反応、現象、結果、状態の重要性や強度)」、「the level at which one starts to feel or react to something (何かを感じたり反応し始めたりするレベル)」と定義している (Stevenson, Angus et al. eds. 2010:1853)。この定義を土台とし、上記の動的・静的の両側面の要素を踏まえると、thresholds を「支援開始レベル」と訳出することができるのではないか。実践に活かす視点としては、thresholds をただの通過点にせず、様々な関係機関が関わる領域を重複させる「支援開始レベル」として支援者間で共有していくことが重要と考える。虐待アセスメントの精度を上げるためには、調査でリスクを特定するだけでなく、どの thresholds で行動を開始していくかという専門職としての個別の判断が支援者に求められるとの示唆も得られた。

なお、本研究においては thresholds がなぜ英国での研究に特徴的な視点となったかを明らかにすることはできていない。また、国内においても thresholds の異なる理解が早期対応や虐待予防の障壁になっているのではないかと考えられるが、この点については、国内外の先行研究の精査を含め、今後の課題として取り組んでいきたい。

引用文献

- Gorin, S. and Jobe, A. (2013) Young People Who Have Been Maltreated: Different Needs—Different Responses? *British Journal of Social Work*, 43(7), 1330-1346.
- 厚生労働省 (2016) 「社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告 (提言)」 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000116162.html>, 2016/3/15).
- Stevenson, A. et al. eds. (2010) *Oxford Dictionary of English*, Oxford University Press.

第2分科会 場所：本館 3階 1304教室

9：30～10：10

- ①【研究報告部門】日本における12ステップ系セルフヘルプグループの開催決定要因
ー都道府県別ミーティング月間開催時間の分析からー
東洋大学大学院博士前期課程 長縄洋司

10：15～10：55

- ②【研究報告部門】シンガポール意思能力決定法(MCA)と成年後見制度
ー急速な高齢化への対応と家族主義の変容ー
立教大学社会デザイン研究所 櫻井幸男

11：00～11：40

- ③【研究報告部門】成年後見人の不正防止対策に関する疑義
ー成年後見利用促進委員会審議レビューを通してー
介護保険学び舎 越川文雄

■座長：丸山 晃 氏（東洋大学）

研究報告部門

日本における 12 ステップ系セルフヘルプグループの開催決定要因 —都道府県別ミーティング月間開催時間の分析から—

東洋大学大学院博士前期課程 2 年 長縄 洋司（申請中）

東洋大学 吉浦 輪（003025）

〔キーワード〕 12 のステップ、セルフヘルプグループ、量的研究

1. 研究目的

アルコール健康障害対策基本法の策定や、薬物事犯に対する刑の一部執行猶予制度の開始により、物質使用障害等を対象とするセルフヘルプグループへの、行政からの期待は高まっている。ただし、その一方で、日本におけるセルフヘルプグループの開催状況は広く知られているとはいえない。

1998 年に久保が「セルフヘルプ・グループは、果たしてどのくらいあるのか。わが国の統計的な数字は皆無である（中略）「ダイレクトリー」の必要性を痛感する。こうしたことに本気で取り組む研究者の出現が望まれる」（1998：15-6）と述べたが、約 20 年後の現在においても、状況はそれほど変わっていない。中でも、「12 のステップ」や「12 の伝統」を用いる「12 ステップ系セルフヘルプグループ」は、世界規模の活動でありながら、「非組織性・無名性」（岩原 2015：76）という特徴も手伝って、「ダイレクトリー（要覧）」に基づく国内の網羅的な量的研究は皆無である。もっとも、セルフヘルプグループの多くがインターネット上に開催状況を逐次アップする現在においては、それらを集約することでダイレクトリーの作成は可能である。

従って、本研究は、公開データを基に作成した 12 ステップ系セルフヘルプグループのダイレクトリーを用いて開催状況の分析を行い、地域における 12 ステップ系セルフヘルプグループの開催量の決定要因を明らかとし、資源量増加を企図した際、行政にどのような施策が求められるのかを提示することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

セルフヘルプグループのミーティングに新規立ち上げ、休止、会場変更等が多いことをふまえ、地域資源としての安定性を考慮し、明示された 3 つ以上の会場でミーティングを行う 19 団体（AA, NA, GA, OA, EA, MA, DA, HA, SCA…当事者向け, CoDA, ACODA, ACA, ACoA, A.G. …アダルトチルドレン・共依存向け, Al-Anon, Nar-Anon, Gam-Anon, FA, FRS12…家族向け）を研究対象とした。2015 年 8 月 15 日時点で最新のものとしてインターネット上に公開されていた、各団体のミーティング場一覧及び開催スケジュール表を集約してダイレクトリーを作った。

作業途上で、複数の都道府県でミーティングを行う大規模のグループが存在することや、1 回のミーティングの開催時間も 1 時間を切るものから 3 時間以上に及ぶものまで長短あることがわかり、グループやミーティングの度数を従属変数に用いた場合、正確な開催実態を反映した分析にならないことが懸念された。よって、各ミーティングの開始時間と終了時間から算出した「ミーティングごとの開催時間」を元に、「都道府県ごとの月間開催時間」を作成し、従属変数として用いることとした。

地域におけるミーティングの開催量について、相関関係の存在する独立変数として、以下の 3 つを検討した。

①物質使用障害等が普遍的な疾病であるため「人口」、②多くのマックやダルクが夜の施設外プログラムの一環として AA や NA を用いていることから「中間施設数」、③黎明期に医師等の専門職がミーティングの開催を後押ししたという記録が多く残ることから「治療資源数」。①は政府統計（総務省 2015）、②は主な中間施設の一覧資料（日本ダルク 2016）等、③は支援者向け書籍（ASK 2002）をソースデータに用いて都道府県別データを作成し、相関分析および散布図を用いた回帰直線の確認を行ったところ、好結果を得たため、重回帰分析を行った。

3. 倫理的配慮

「東洋大学研究倫理規定」、および日本社会福祉学会の「研究倫理指針」に基づき倫理的配慮を行った。

表1 都道府県ごとの12ステップ系セルフヘルプグループの月間開催時間／人口／回復資源量

都道府県	月間開催時間	人口	中間施設数	治療資源数	都道府県	月間開催時間	人口	中間施設数	治療資源数
北海道	693:27:14	5,383,579	7	18	三重県	85:19:29	1,815,827	1	3
青森県	74:00:00	1,308,649	1	4	滋賀県	114:04:47	1,413,184	1	3
岩手県	49:28:12	1,279,814	0	5	京都府	294:00:35	2,610,140	4	7
宮城県	380:44:29	2,334,215	1	3	大阪府	735:58:44	8,838,908	5	14
秋田県	80:51:54	1,022,839	2	2	兵庫県	284:47:59	5,536,989	1	10
山形県	130:59:59	1,122,957	1	5	奈良県	191:35:59	1,365,008	6	1
福島県	358:31:12	1,913,606	1	14	和歌山県	18:59:59	963,850	1	0
茨城県	332:59:24	2,917,857	4	3	鳥取県	85:30:00	573,648	1	1
栃木県	280:06:45	1,974,671	6	2	島根県	59:48:35	694,188	0	7
群馬県	349:00:11	1,973,476	3	3	岡山県	90:24:54	1,922,181	1	10
埼玉県	706:34:11	7,261,271	3	8	広島県	310:29:30	2,844,963	3	3
千葉県	676:29:23	6,224,027	7	10	山口県	304:59:24	1,405,007	0	5
東京都	2696:54:21	13,513,734	25	40	徳島県	49:47:59	756,063	1	3
神奈川県	1475:17:23	9,127,323	10	15	香川県	63:45:17	976,756	1	6
新潟県	386:43:30	2,305,098	4	4	愛媛県	62:45:30	1,385,840	0	6
富山県	84:54:36	1,066,883	1	3	高知県	137:59:59	728,461	3	5
石川県	170:23:59	1,154,343	0	4	福岡県	731:57:36	5,102,871	4	12
福井県	31:37:11	787,099	1	3	佐賀県	118:18:35	833,245	1	4
山梨県	317:36:00	835,165	3	2	長崎県	222:27:05	1,377,780	1	9
長野県	211:34:29	2,099,759	1	8	熊本県	176:42:35	1,786,969	1	12
岐阜県	103:29:59	2,032,533	1	4	大分県	127:31:53	1,166,729	1	5
静岡県	271:56:59	3,701,181	5	4	宮崎県	209:05:23	1,104,377	2	3
愛知県	518:17:59	7,484,094	5	13	鹿児島県	214:34:59	1,648,752	1	3
					沖縄県	328:18:00	1,434,138	7	4

4. 結果

「人口」、「中間施設数」、「治療資源数」の3独立変数で $p < .001$, R^2 乗.933 という値が得られた。非標準化 β の値からは、中間施設1つで約55時間、治療資源1つで約15時間の月間開催時間に相当することが読み取れた。なお、中間施設数と治療資源数の間の相関係数は.757であったが、人口を制御変数に取り偏相関分析を行うと、相関係数は.332まで低下した。

同じ独立変数を用い、「当事者向け」、「アダルトチルドレン・共依存向け」、「家族向け」の主な対象別に、同様の分析を行った。当事者向けでは全体傾向よりも中間施設数の標準化係数 β が高い値を示した。家族向けでは中間施設数の標準化係数 β が減少し、人口の値が上昇した。アダルトチルドレン・共依存向けについては、人口が独立変数から除外され、中間施設数及び治療資源数との間にも R^2 乗.816 という値が得られた。

5. 考察

「人口」、「中間施設数」、「治療資源数」が、12ステップ系セルフヘルプグループの都道府県ごとの月間開催時間の決定要因であること、中でも、最も大きな役割を果たしているのは中間施設であることが明らかとなった。中間施設数と治療資源数の間には相関が認められたが、人口の影響を排除した場合に弱い相関に止まることから、両者は、ある程度独立して存在し、開催に寄与していると考えられる。対象別の分析からは、当事者向けは中間施設と関係が深いこと、アダルトチルドレン・共依存向けは治療・回復資源との関連が強いこと、家族向けは地域のニーズの受け皿としての性格が強いことが判明した。従って、1) 中間施設新設の話が持ち上がった際には協力する、2) アルコール健康障害対策推進基本計画に基づき拠点医療機関の整備を進める、等が都道府県レベルでの具体的な施策として考えられる。また、家族への支援が不足している可能性にも十分留意すべきである。

参考文献

- ASK 編 (2002) 『まるごと改訂版＜治療相談先・自助グループ＞全ガイド アディクション』アスク・ヒューマン・ケア。
- 岩原千絵 (2015) 「自助グループの役割」『こころの科学』182, 76-9。
- 久保紘章 (1998) 「セルフヘルプ・グループとは何か」久保紘章・石川到覚編『セルフヘルプ・グループの理論と展開—わが国の実践をふまえて—』中央法規, 2-20。
- 総務省統計局 (2015) 「平成27年国勢調査(要計表による人口集計)結果」。
- 日本ダルク (2016) 「日本全国のマック・ダルク所在地(2016年10月31日現在)」(<http://darc-ic.com/darc-list/>, 2017.1.5)。

研究報告部門

シンガポール意思能力決定法(MCA)と成年後見制度

-急速な高齢化への対応と家族主義の変容-

立教大学社会デザイン研究所研究員 櫻井 幸男 (009051)

〔キーワード〕 シンガポール意思能力決定法(MCA)、成年後見制度、公的後見人事務所

1. 研究目的

人口の高齢化は世界的に進行しているが、我が国を含めたアジア、欧州諸国が特に顕著となっている。シンガポール共和国（以下、「シンガポール」）は、人口 554 万人(2015 年 6 月時点)の都市型国家で、2014 年における 1 人当たり GDP は約 56,000US ドル(世界第 9 位)に上り、わが国(約 35,000US ドル)よりも高位にある。シンガポールの特徴は、華人系(74%)、マレー系(13%)、インド系(9%)による多民族国家にある。歴史的に英国の影響を強く受け、法制度は英国法を準用している。2014 年にマレーシアからの分離・独立 40 周年を迎えたシンガポールは、現在人口の急速な高齢化に直面している。これに対して、シンガポール政府は、2010 年に英法を手本に意思能力決定法(Mental Capacity Act。以下、「MCA」)を導入し、同法に基づき公的後見人事務所(Office of the Public Guardian。以下、「OPG」)を設置して同法の運用に対応している。

本稿は、シンガポール MCA と OPG に注目し、その立法目的と実践活動を解き明かした上で、シンガポールが抱える課題を明らかにすることを目的とする。シンガポールを理解することにより、わが国の成年後見制度と意思決定支援の在り方に対して、示唆が得られるものと考えられる。

2. 研究の視点および方法

本研究の視点は、シンガポール MCA と OPG 制度の内容を踏まえた上で、その有用性と限界を理解することから始まる。すなわち、シンガポールが手本とした英国意思能力決定法(MCA)は、それまで英国で長い間積み重ねてきた諸判例と専門家に依る度重なる検討を経て、2005 年イングランドおよびウェールズを対象に制定された。その特色は、「ある特定の意思決定を、それが必要な時に行う『能力がない(lack of capacity)』という証拠がない限り、自己決定権がある。本人に能力がないと判断された場合、その人のために、あるいはその人に代わって意思決定者が行う行為は、本人の最善の利益(best interests)のためになされなければならない。」(日弁連英国調査報告書 2015)ほかの「5 原則」にある。英国で作られた MCA と似た制度が、アジアの多民族国家の国民に理解され運用され得るのか。運用される面とそうでない面とはどのようなものなのか。これはドイツやフランスなどの欧州大陸法制を手本に作られたわが国成年後見制度が、わが国国民にどれだけ理解され運用されるのかと同様の問題意識である。

シンガポール政府 Homepage（以下、「HP」）および同国国会の議事録を参照して、同 MCA と OPG の法制度を概略理解できる。くわえて、シンガポール初代公的後見人・現家庭裁判所判事、Daniel Koh 氏の第 4 回成年後見法世界大会（2016 年 9 月ドイツ・エルクナ）および中央大学法学部（同年 12 月 7 日、同大学多摩キャンパス）での 2 回の講演を聴講した。本稿の研究手法は、上記の通りシンガポール政府 HP の公表資料研究と Koh 判事講演および同氏への聞き取り調査に依る。

3. 倫理的配慮

本研究の実施および結果発表にあたっては、本学会研究倫理指針を遵守すべく最大限の注意を払った。

4. 研究結果

(1) シンガポール社会

シンガポールは人口の 4 分の 3 を華人が占め、「有家有国」（家族が有って国が有る）と言われるように家族が

社会の構成単位であった。しかし、経済の発展とともに共働き世代による核家族化が進行し、同時に人口の高齢化が進んでいる。高齢化した親の世話と子育ての両方に挟まれるいわゆるサンドイッチ世代(sandwiched generation)が増加し、また認知症高齢者数が増加している。このような状況下、伝統的な家族は次第に崩壊しつつあり、社会の中で高齢者問題を取上げて負担を軽減する必要性が生じた。

(2) 持続的代理権(LPA)と成年後見制度

シンガポールは、2008年に英国MCAを一部修正したMCAを法制化し、2010年3月に施行した。そしてMCAに基づきOPGを設置した。シンガポールを含めた英米法国では、判断能力を喪失した場合に備えて、健常時に私的代理契約である持続的代理権契約(Lasting Power of Attorney。以下、「LPA」)を締結し、任意後見人(Donee)をあらかじめ指名するのが一般的である。LPAを締結していない場合で、本人に意思能力がないと医師の証拠付き判断が示された時には、成年後見人(Deputy)が家庭裁判所により選任され、OPGに登録される。MCA施行後、LPA締結数および成年後見人の選任数は急速に増加している。現在のところ、任意後見人および成年後見人の約85%が家族から選任されている。

(3) MCA改正(2016)

家族の任意後見人や成年後見人が本人と利害相反を生じたり、財産を横領する家事事件が起きている。また身寄りのない独居高齢者が増加し、家族の役割を中心とした制度設計には無理があることが判明した。この為、2016年に法人・個人の専門職後見人の選任を認める、虐待や金融搾取の被害防止を図る、LPAによる第三者との取引の安全を保護する、OPGの機能強化の4点を追加すべくMCAを改正した。

5. 考察

(1) シンガポールは今後さらに高齢化が進行し、2050年には世界で最も速い速度で高齢化が進行すると予想されている。伝統的な家族形態は、世代交代に伴い、崩壊の一途を辿ると予想される。金融搾取(financial exploitation)と呼ばれる高齢者の財産喪失被害が起き、経済的虐待は増加して深刻な社会問題になりつつある。こうした状況はわが国と同じである。

(2) シンガポール法制は英法系であり、欧州大陸法に影響を強く受けたわが国法制とは法体系が異なるが、両国の直面する社会的課題は非常に似ており、法体系の差を超えて、お互いの国の状況を理解し合うことが、双方にとって対策を講じる上で意味があると考えられる。

(3) シンガポールは私的な代理権契約LPAに大きく依存し、その補完的な役割として成年後見制度が機能している。成年後見人には家族に加えて、今後、法人、個人の専門職後見人が機能することになる。これに対して、わが国では、代理権契約や成年後見制度に頼らない「事実上の成年後見」が大勢を占め、親族や入居施設の管理者などが本人を支援しており、主に定期預金の解約や自宅の不動産処分等の法的な手続きを迫られた人々が、成年後見制度を利用している。また、任意後見制度は殆ど機能していない。

(4) 上記の両国の差は、両国民に内在する法意識および社会を支える日常的な法的インフラ(法律相談、公証人等)の差、さらには親戚が広く欧米社会に移住・留学していることからくる外的な法的知識の影響が左右していると考えられる。親族の大きな役割は両国とも共通するところがあり、参考になる。

研究報告部門

成年後見人の不正防止対策に関する疑義 —成年後見利用促進委員会審議レビューを通して—

介護保険学び舎 越川文雄 (8427)

〔キーワード〕 責任体制の単純化・明確化、被害回復保障、実績データベース整備

1 研究目的

昨年の当学会秋季大会において「日本型意思決定支援システムの構築」というテーマで口頭発表を行ない、後見における補充性原則（任意代理人、親族、公的機関等の支援により、財産管理等に問題がなければ法定後見は発動されない）・「より権利制約の少ない後見代替の優先性」を欧米主要国に倣い明確化すべきことを強調した。

昨年4月に成年後見利用促進法（以下「促進法」という）が成立し、それに基づく成年後見利用促進委員会（以下「委員会」という）において成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という）に盛り込むべき事項についての審議が行われた。その中で補充性原則を認めるとの整理が行われた（注1）が、本年1月13日に後見利用促進会議議長（総理大臣）宛に提出された委員会意見においては明示的な記述は行われていない。

このように同意見には障害者権利条約（以下「条約」という）下における海外先進国の動向等と対比すると主要事項につき大きな疑義を持たざるを得ない点が多い。本報告では促進法成立時の参議院付帯決議の2本柱の一つである「成年後見人等の不正防止策」に焦点を当て問題提起を試み、長期的視点に立った条約12条整合化をも踏まえ我が国後見制度のあるべき姿を可及的速やかに議論を開始するための第1歩とすることを目途としている。

2 研究の視点および方法

今回の委員会意見において描かれたシステムは「本人に寄り添う」「地域連帯で不正を防止する」等を重視したとのイメージを社会に与えることを狙ったものであるように思われる。しかし、見方を変えたと現行制度を堅持し、見せかけのイメージを変えるための責任分散による無責任体制の度合いを強め、本人、介護者、社会の負担を増加するものになっていないかという懸念を持たざるを得ない。とくに「成年後見人等の不正防止策」については、責任体制の単純化・明確化が重要である。

また、委員会議論は家族後見人や市民後見人等による不正防止対策に力点が置かれ、家庭裁判所（以下「家裁」という）の監督責任や専門職後見人等に関するものについての実績分析と詳細議論が尽くされていないように思われる。今回は主にこうした点に焦点を当て考察を進めることにした。

まず、専門職後見人等による不祥事についての実績、家裁の監督責任を問う国家損害賠償訴訟の実態等を考察し、1987年のAP通信による報道記事を契機に連邦議会のイニシャテブにより後見不正対策に長年取り組む米の状況等を参考にして委員会審議のレビューを行うこととした。

3 倫理的配慮

公開された委員会関連の資料に加え国内、米における後見人不祥事対策の文献等を活用し研究を進めた。本研究の実施、成果発表に当たっては「日本社会福祉学会研究倫理指針」を遵守すべく最大限の注意を行なった。

4 研究結果

(1) 以下の実績に関する情報は、委員会に提示されていない。

○常習性のある専門職後見人の横領等：後見人等による横領等の61事例（2000・4・1～2013・8・31に判決が出た事件中心）の内、常習性ありと判断される事例：親族31、専門職19（注2）。昨年10月の専門職後見人逮捕新聞報道例：2001年遺言執行者として着服、業務停止処分の前歴（注3）○解任、辞任の実態分析○家裁の監督責任を問う国家賠償訴訟：2014年以降提訴・係争中6件。これまでに家裁過失を認めた判決事例：未成年後見人の

事例を含め 2 件（注 4）。○後見人不正に関する裁判所の責任（注 5）○後見人等の横領等による被害回復額○後見人の犯罪歴等調査○第 3 者後見人の財産管理と身上保護の分離○虐待防止法の養護者としての後見人等の不正事案処理○不正実績分析データベースの構築・公開○好ましからざる人物・組織の後見業務参入の実態と排除方法（特に任意後見）

（2）以下の情報は、委員会に提示されたが、審議では詳細検討が行われなかった。

○家裁の能力限界○家裁モニタリング方法（特に日常金銭管理の監督）○ボンド（後見人等の不正被害回復の保険）の導入○法人後見を業とする法人の監督○調査人制度の活用方法○任意後見発効前の財産管理契約の監督○家族信託等新型信託の開発・利用

5 考察

委員会の審議途中で「誰のための利用促進か」という表題で審議の在り方につき疑義を呈する新聞社説（注 6）が掲載された。他方、議員立法による促進法の立法責任者の議員方が法律条文解釈、法案提出の背景、経緯等を説明した本（注 7）を公刊した。それによると一部士業団体の強力な働き掛けで法案成立が図られたようである。委員会審議の経緯をレビューすると新聞社説に賛意を表せざるを得ない。

特に同書 p38-39 において参院付帯決議により条約整合化が今後の課題としているのに対し、委員会意見 p 28 においては、そうした視点からの指摘があったというに留め、「今後の運用状況を踏まえながら適切な時期に――更なる検討を加えらるべき」と中長期的課題にしている。民法改正には長期の検討期間を要するとされ、直ちに検討に着手すべきである。こうした努力を国が行うという姿勢を基本計画等で国内外に示すことが不可欠と考える。

家裁は日常金銭管理について日常生活自立支援事業のような具体的な監督手段（注 8）を用いておらず、市民後見や NP0 法人後見の活用が一般化した場合にはかつてのホームヘルパー、福祉施設等の金銭管理不祥事報道と同様マスコミの監督責任追及の矢面に立たされる覚悟が必要であろう。

委員会意見としては、不正防止策につき「不正防止の徹底と利用し易さとの調和」という表題で検討事項を整理している（注 9）が、責任体制の単純化・明確化という視点から見た場合疑義を持たざるを得ない。

また、任意後見について何年も前から好ましからざる人物・組織の参入につき警告が出されている（注 10）が、法定後見についても同様の実態が存在しないか懸念される。今後は欧米に倣い愚行権の容認、リスクを伴う金融資産の適正運用等の課題にも取り組む必要があり、日常金銭管理を含む財産管理監督の在り方について条約整合化の視点を持って抜本的に見直す必要があるのではないかと思考する。

注（引用文献）

- (1) 2016-11-2 第 3 回利用促進 WG 議事録 p27-30
- (2) 澁川紀子「成年後見人による犯罪の現状と課題」都市社会研究 2014、p93
- (3) 「弁護士逮捕、名古屋地検」中日新聞 2016・10・6
- (4) 「後見人の着服、問われる家裁、過失を認定、賠償判決も」朝日新聞 2016・1・25
- (5) 加藤雅信「成年後見と裁判所の責任」市民と法 No. 87 民事法研究会 2014・6、p2-11
山城一真「成年後見事件担当裁判官の行為に基づく国家賠償責任（仏における対応）」五十嵐敬喜他「民事法学の歴史と未来」成文堂 2014・3. 31、p605-633
- (6) 「成年後見制度―誰のための利用促進か」毎日新聞社説 2016-11-6
- (7) 大口善徳他「ハンドブック成年後見 2 法」創英社・三省堂 2016-8
- (8) 委員会第 2 回合同 WG 全社協提出資料 2016・10・24、p7（参考）
- (9) 成年後見利用促進委員会意見 2017・1・13、p5-6
- (10) 森山彰他「地域後見の実現」日本加除出版 2014・6・27、p10

第3分科会 場所：本館 3階 1305教室

9：30～10：10

①【研究報告部門】里親認定前研修の状況に関する研究

－全国69都道府県市児童福祉主管部（局）長への実態調査をもとにして－
神奈川県立保健福祉大学 新保幸男

10：15～10：55

②【研究報告部門】発達障害児の診断に至るまでの子育て困難と父母の子ども理解をめぐるの実態

東洋大学大学院博士後期課程/福山市立大学 高橋 実

11：00～11：20

③【萌芽的研究報告部門】ろう者固有の文化言語モデルを尊重した聴覚障害児の親支援とは

－親の経験におけるろう者との出会いから－
日本社会事業大学博士前期課程 瀧尾陽太

11：20～11：40

④【萌芽的研究報告部門】日本の乳児保育成立期の研究（その1）

－京都市の昼間里親制度を手がかりに－
東洋大学大学院博士後期課程 五十嵐裕子

■座長：小林 理 氏（東海大学）

研究報告部門

里親認定前研修の状況に関する研究

――全国 69 都道府県市児童福祉主管部（局）長への実態調査をもとにして――

○ 神奈川県立保健福祉大学 新保幸男（1599）

神奈川県立保健福祉大学 在原理恵（3867）

東海大学 小林理（3505）

公益財団法人鉄道弘済会 赤木拓人（9134）

特定非営利活動法人 JAM ネットワーク 高取しづか（0891）

神奈川県立保健福祉大学大学院 野北康子（申請中）

キーワード：養子縁組里親 研修 児童相談所設置自治体

1. 研究目的

「養子縁組里親」（候補者を含む）に対する「研修」及び関連業務のあり方について検討することが本研究の目的である。その際、本報告では、今回の改正法公布（平成 28 年 6 月 3 日）以前の児童福祉法においてすでに法定化されている「養育里親希望者向けの認定前研修」と、法定化されてはいないけれどもすでに多くの自治体で実施されている「養子縁組を意識した里親候補者に対する認定前研修」とを比較しながら検討する。

2. 研究の視点および方法

児童相談所を設置している全国 69 都道府県市児童福祉主管部（局）長を対象として、改正法成立前の平成 28 年 2 月 15 日時点における「里親認定に係る研修」の各自治体の実情を把握するための実態調査を以下の方法で実施した。

（１）調査対象者は、児童相談所を設置している全国 69 都道府県市児童福祉主管部（局）長であり、当該調査対象者を名宛て人として、当該部（局）の代表アドレスとして先方から指示されたアドレスに研究代表者から送付した。（２）エクセルファイルで調査票を作成し、調査票であるエクセルファイルを調査対象者に電子メールで送付し、記入後のエクセルファイルを電子メールに添付して送付するという方法で調査票を回収した。（３）調査対象となった 69 自治体（児童相談所設置自治体）のうち、平成 28 年 3 月末日現在の回答自治体数は 54 自治体であった。（回答率は 78.2％）

3. 倫理的配慮

本研究は、神奈川県立保健福祉大学研究倫理審査委員会の承認（保大第 25-61）を得た上で、平成 27 年厚生労働科学研究「里親認定に係る研修に関する研究」（H27-特別-指定-037）の研究助成を受けて実施した。また、研究過程および結果の公表にあたって、良識と知的誠実さと倫理が要請されることを自覚し、日本社会福祉学会研究倫理指針に則って研究を進めた。

4. 研究結果

平成 28 年 2 月 15 日時点における実態について以下のことがわかった。

< 1 > 「養子縁組」希望者の里親登録について。「すべて養子縁組里親と養育里親の両方に登録する」と回答した自治体が 9.6％（有効回答数 52 自治体のうち 5 自治体）、「養子縁組里親のみに登録する場合

と養育里親にも登録する場合がある」と回答した自治体が 67.3%（同 35 自治体）と最も多く、「養子縁組里親には登録せず養育里親に登録する」9.6%（同 5 自治体）、「養子縁組里親のみに登録する」13.5%（同 7 自治体）であった。養子縁組を希望している場合でも養育里親としても登録することが一般的であり、中には、養子縁組を希望している場合でも養育里親のみに登録するという 5 つの自治体もあった。

< 2 > 養子縁組希望者への里親研修の内容について。「養育里親と同じプログラムで実施している」と回答した自治体が 94.2%（有効回答数 52 自治体のうち 49 自治体）とほとんどである。「一部別プログラムを実施している」と回答した自治体が 5.8%（同 3 自治体）であり、「養子縁組希望者用の特別プログラムを用意している」と回答した自治体は 0%（同 0 自治体）であった。

< 3 > 「養子縁組里親のみに登録する場合と養育里親」にも登録する場合がある」かつ「養育里親と同じプログラムで実施している」と回答した自治体が 63.5%（有効回答数 52 自治体のうち 33 自治体）であり、多数を占めている。

< 4 > 研修時間について。里親研修の時間数は、基礎研修で 6.5 時間（標準偏差は 3 時間）、認定前研修で 17.37 時間（標準偏差は 6.29 時間）であった。

5. 考察

養子縁組希望者であっても、その多くは養育里親にも登録していた。また、養子縁組希望者であっても、その多くは養育里親と同じ内容の研修を受けていた。基礎研修に関して工夫していることについての自由記述欄の内容によると、その背景には「養育里親と養子縁組里親が共通の研修を受講することで、双方に理解を促す研修を意識し、養育里親と養子縁組里親の役割の違いについて」学ぶ機会をあえて提供している（「すべて養子縁組里親と養育里親の両方に登録する」と回答した自治体）、「里親制度は社会的養護の制度である、との考えをもとに、養子縁組を希望されている方もすべて養育里親としての研修を受けていただく」（「養子縁組里親には登録せず養育里親に登録する」と回答した自治体）といった理由を指摘する回答があった。いずれも、養子縁組里親にも養育里親について学んで欲しいという見解であると考察した。

また、養子縁組里親研修を企画・実施する際には以下のような点に考慮する必要があると思われる。

【1】「養親になることを希望する者」と「養子候補児童」それぞれの「自己の長期的変化」及び「養親と養子の組み合わせ」を意識して、短期から長期の見通しを立てつつ、研修内容を組み立てる必要がある。

【2】「養子縁組里親候補者」に対する「個別研修」とともに、他の候補者との相互学びあいを重視した「集団研修」の意義もあると思われる。①「個別研修」と「集団研修」、②「研修」と「里親担当専門職による個別面談」、③「認定前研修」と「認定後研修」という 3 つの組み合わせを意識しながら研修内容を継続的に検討する必要がある。

【3】「考えるための素材」と「考える方法」の両方を提供する必要がある。「養子縁組里親」制度を活用した日常的な「委託児童と里親」との関係は日々変化し種々のバリエーションがあるので、「こうすべき」という結論のみを伝授するのではなく、具体的な場面で、その時の「自己」で判断できるような「考えるための素材」を提供するとともに、「考える方法」を身につけるための機会を提供する必要がある。

研究報告部門

発達障害児の診断に至るまでの子育て困難と父母の子ども理解をめぐる実態

東洋大学大学院博士後期課程3年/福山市立大学教育学部 高橋 実 (01607)

〔キーワード〕 発達障害 早期支援、子育て家庭

1. 研究目的

高橋（2014）は、発達障害児の乳幼児期の支援課題を子育て家庭をめぐる生活上の問題として捉えなおすことにより、①子どもの障害による発達の困難、②養育者が抱える生活問題、③家族全体が抱える生活問題、④地域での課題として整理した。山岡、中村（2008）は、高機能広汎性発達障害児・者をもつ親の気づきと障害認識における父母の相違を比較分析し、診断時において母親は肯定・否定の両側面感情をもち、障害であると認めたのに対し、父親の多くは否定的な感情のみをもち、障害をみとめにくいことを明らかにした。藤野（2014）は、幼児期の自閉症児をもつ母親と家族の変化のプロセスを質的に分析し、子育てに関して、不安と葛藤を繰り返しながらも否定的な感情から肯定的な感情へと変化した。祖父母や夫との考え方のずれやすれ違いによる辛さを、自閉症児をもつママ友たちの存在によって変化した過程を明らかにした。

本研究は、高橋が、2008年に行った発達障害児の保護者へのアンケート調査を診断された障害ごとに分け、診断に至るまでの子育て困難の質とそのソーシャルサポートの在り方を質的に分析することにより、乳幼児期の発達障害児の早期支援の在り方を検討することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

高橋らがこれまで行ってきた、アンケート調査の結果のうち、先行研究で、親の気づきと障害認識に父母の違いがみられやすいとされた高機能自閉症スペクトラム児（アスペルガー症候群児8名、高機能自閉症児3名、高機能広汎性発達障害児3名）14名の母親が障害を認識し、診断に至り、特別な支援を受ける過程と家庭内での父母やきょうだいとの関係の変化の過程をSCAT（Steps for Coding and Theorization）の手法を用いて質的に分析し、発達障害児の診断に至るまでの子育て困難と父母の子ども理解をめぐる実態を明らかにすることを目的とする。

3. 倫理的配慮

社会福祉学会の倫理規定に従って分析した。本研究は、これまでの研究結果を整理し、個人が特定できないよう、複数の事例を合体させて示した。

4. 研究結果

表1 アスペルガー症候群と診断された8事例のストーリーラインのまとめ

生まれた時から育てにくい場合、睡眠障害、感覚過敏、極度の多動、衝動行為、他害行為などがあり、母親が大変な思いをして子育てをし、親子心中まで思いつめた場合もあるが、言葉の遅れや発達の遅れがないため、健診の場でも「大丈夫」といわれたり、外では頑張るので大変さを分かってもらえなかったり、夫や祖父母からも育て方が悪いと思われ、母親が一人で子どもを抱え込んでいる。夫が子どもの障害を理解してくれた場合、祖父母の理解がなくても、夫に相談しながら気持ちをまとめたり、夫が祖父母のまなざしの防波堤になってくれて、比較的早く専門相談に結び付くが、そのケースは非常に少なく（8例中2例のみ）ほとんどが、自責の念を感じながら孤立した子育てをしている。保育所などの集団に入ってから気づく場合は、年中、年長になって保育所から指摘されたり、発達障害の母親に助言を受けたり、きょうだい児の相談によって指摘されたりして気づく場合がある（8例中3例）しかし、おとなしくて親のいう通りにやってくれ、手がかからない場合は、母親が扱いにくさを感じながらも、専門相談に行くことがなく、不登校になって初めて母親が医療機関に行く場合がある。そのような場合家族にも、家族以外にも支援を受けられず、孤立した子育てを強いられている。やむなく、インターネットで同じ境遇の母親に相談しているが、それが直接専門相談には結びつかない。結局、小学校高学年あるいは、中学校になり子どもが不登校になってから、専門医療機関を受診、

し、家族全体が悩むことで、複数の専門家に相談し支援を受けることになる場合（8例中2例）がある。

就学前に専門相談や療育機関につながった場合、子どもの課題を丁寧に説明され、今後のことが説明されることで安心感を感じるとともに、同じ境遇の母親との出会いにより孤立感から解放され、気持ちが楽になる場合が多い。また療育により、母親が子どもの障害や発達特性を理解して関わることで、子どもとの愛着関係が形成され、母親も子どもがかわいいと思えるようになり、父親や兄との関係も修復された場合もあった。母親が支援を受けながら子どもを育てて行く決意をすることで、子どもを介した地域の支援のネットワークが形成され、そのネットワークが母親の生きる力を支えることとなった。

表2 高機能自閉症と診断された3事例のストーリーラインのまとめ

1例目は、2歳できょうだい児として障害児通園施設S園で発達検査を受け、発達に凸凹と、自閉症傾向を指摘された。兄と比較し、軽度であるため、障害を受け入れきれてないが、指摘の確認のため、4歳半で受診し、高機能自閉症と診断された。療育や配慮の大切さをわかっているため、大切にしながら普通の子として育てている。家族の支えがないと感じていたため早期に診断を受け、療育の必要性を家族に理解してもらいたかった。幼稚園では、特性を理解して対処してもらい助かっているが、集団行動に適応できず、孤立している姿を見ると悲しい。コミュニケーションの困難と言語の遅れ、注意の集中困難と多動傾向があるので、ことばの相談室での個別相談での遊び方、接し方を支援してもらっている。2例目は、保育所と通園施設の併行通園をしている。2歳6か月の時に、共感性、コミュニケーションの弱さ、外界への興味の乏しさによる特別な支援の必要性を指摘され、T通園施設を紹介された。2～3歳の頃、ことばで伝えることが要求に固執し続け、納得するまで切り替えられず泣き続けるが、親はわかってやれず、ただ泣き止むのを待つしかない状態だった。姉と同じように育てたのにと自責の念に駆られ、しばらくは受容できなかった。母の大変さを見て、夫と姉がいっしょに考え、理解してくれるようになった。友人も話を聞いてくれたり、子どものペースにあわせてくれたり、多くの人に支えられている。3例目は、母は弟の原因不明の破壊、他害、集団逸脱行動への対処を巡る家族の対立と極度の多動による行方不明の捜索、破壊行為による弁償、不本意退職等で疲労困憊し、家族の支えを感じられず、精神的な孤立でうつ状態に陥って母子心中の誘惑にかられていた。3歳児健診では、発達の遅れの指摘により、その原因、対処方法、展望に対する不安で混乱状態になり、担当者を問い詰めた。その結果、療育、診断へは、早くつながった。療育の開始によって、親子の信頼関係の回復と保育所での理解を促す支援で生きる意欲がわいた。子どもへの愛着が形成され、子育ての展望が開け、そのころから、父と兄も弟を受容しはじめた。

表3 高機能広汎性発達障害と診断された3事例のストーリーラインのまとめ

1歳半健診で「言葉の少なさ」を指摘され、親子通園に結び付いた場合は、職員の助言と励まし、同じ境遇の母同士の交流、子ども達の成長の共有が母を支え、大きな問題の発生を予防した。一方、1歳後半で多動と対人関係の障害を指摘されたにもかかわらず、3歳の時にも極度の多動で目が離せず、友達への他害行為をとがめて体罰し、後悔する状態であったケースでは、通級指導教室を利用しているにもかかわらず、常学級で、友だちに手が出てしまい、親子で謝罪にいかざるを得ない状態で、母としては心中の誘惑に駆られるほどつらかった。しかし、子どもの状態を深刻に悩む母を見かねて父が慰めの言葉をかけたり、祖父母も子どもと遊んでくれたり、話を聞いてくれた。もう一人は、10歳でいじめに合い、自殺念慮を口にするまで気づかなかった。心療内科医から特別支援教育を教えてもらい、小学校6年で診断を受け、中学校で通級指導教室を利用し、おちついていて。しかし、父親の支えがあったと感じたケースは2のケースのみで、1番目と3番目のケースは、父親の支えがあったと感じていない。

5. 考察

3障害ともに、3歳までに障害が発見され、療育機関での親子支援につながった場合には、職員の相談助言、母親同士の励まし、子どもの成長により、母子の愛着が形成され、大きな問題を予防できた。それでも早期から父親の支援を感じられた事例は、非常に少なかった（14例中2例）。極度の多動や他害行為、感覚過敏のための子育て困難がみられる場合、早期の支援につながりやすいが、父親の共感の少なさが母親の孤立感、自責念慮をもたらし、支援へのアプローチを遅らせる場合が多かった。そのうち、母子心中まで考えた例が、3例もみられた。言語発達の遅れのないアスペルガー症候群が最も発見が遅れがちで不登校になってからの発見が2例みられた。母子関係が悪化する3歳以前からの親子支援が有効であったが、父親の子ども理解への意図的なアプローチがないと、親子支援につながっても父親からの支援を感じなかった事例もみられ、父親への意図的な子ども理解支援が高機能発達障害児のために必要不可欠であることが示唆された。

萌芽的研究報告部門

ろう者固有の文化言語モデルを尊重した聴覚障害児の親支援とは —親の経験におけるろう者との出会いから—

日本社会事業大学 社会福祉学研究科 博士前期課程2年生 瀧尾 陽太 (009117)

〔キーワード〕 ろう者、文化言語モデル、聴覚障害児の親

1. 研究目的

本研究は聴覚障害児のアイデンティティや親子のQOLに関わる「親の言語モード選択」に着目した研究である。近年、聴覚障害の早期発見・治療が急伸している。一方、手話やろう者といった「文化言語モデル」(ラッド 2007)の一面も尊重されるようになり、聴覚障害の多様性が広がりつつある。しかし、近年の早期発見重視の公的支援は早期から親子を医学モデルで囲い込み、音声言語習得、人工内耳への誘導を最終ゴールにするいわゆる「医学モデル一辺倒」の危険性をはらむ。対して「手話」についての適切な説明はされることは少なく(日弁連 2005)、親子に保障されていない。こうした現状は医学モデルの不確実性、生命倫理、ろう児の人権、インフォームド・コンセントの観点から、十分に問題性を含む。以上が問題の所在である。

筆者は全ての親子に文化言語モデルを保障した早期からの公的支援が必要だと考える。そのために、重要な節目である親の「モード選択」に着目し、親の経験における「ろう者との出会い」(文化言語モデル的イベント)と「親のモード選択」(最も初期に訪れる基本的なモードとして「音声メイン」か「手話メイン」かに分ける)の関係性を明らかにし、親子の適切公正な選択のためには文化言語モデルの提示が必要であることを示す。

2. 研究の視点及び方法

先行研究から、「ろう者との出会い」経験は親子にとって有効であること(河崎 2005 など)、近年、ろう学校などの教育・療育機関における親支援では出会い作りに積極的なこと(長瀬ら 2005 など)、しかし公的支援や支援モデル構築の重要項目となっていないこと(児玉ら 2016)、「出会いとモード選択の因果関係」は実証されていないことが明らかになった。以上より本研究では、①親の手記分析(ろう者との出会いについて書かれた親の手記をモードごとに分類する)と、②親へのインタビュー(3名の人工内耳および音声モード児の親ABCと、3名の非装用・手話モード児の親DEFの各経験プロセスの共通点・相違点、出会い方の特徴を明らかにする)によって仮説「親の経験におけるろう者との出会いはモード選択に影響する」を2段階で検証する。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の倫理指針に則り、個人情報アルファベット等で匿名化し、対象者へは事前説明では個人情報の取り扱い、研究協力への自由等を説明して同意を得た。なお、インタビューは倫理審査を日本社会事業大学研究倫理委員会に諮り、2016年2月23日付で承認を得た(倫理番号:15-1001)。

4. 研究結果

手記分析の結果、58/61件(モード不明を除く)が手話モードを選択した親であった。インタビューの結果、DEFのみに「ろう者との出会い」を起点とした「文化言語モデルへの期待」「ろう者との密な対話」「医学モデルへの違和感」「手話で会話する我が子への好感」の4つのカテゴリーが見られた。

5. 考察

親のモード選択はろう者との出会いに影響していることが明らかとなった。これは適切公正なモード選択のためにはろう者との出会い、すなわち「文化言語モデルの提示」が親子に必要なことを意味している。今後、親支援における文化言語モデルについては、「聴者の意識改善」「保障しない違反性」「価値の証明」「提示する時の留意点」の4点が重要な視点になると考える。実践では上のような留意点、医学モデルだけでなく文化言語モデルまで熟知した者、それらをコーディネートする福祉専門職・機関、当事者が連携して、多様な聴覚障害児者像を親子に提示できる新たな包括的支援システムが待たれる。本研究はそうした新支援モデル構築の基盤となる文化言語モデルの必要性を明らかにした。

参考文献

- ラッド・パディ. 2003. 『ろう文化の歴史と展望』. 森壮也(監修), 長尾絵衣子ら(訳 2007). 明石書店. 原書名 *Understanding deaf culture*.
- 日本弁護士連合会. 2005. 「手話教育の充実を求める意見書」. 最終アクセス. 2016年1月16日 (www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2005_26_1.pdf)
- 長瀬さゆり, 池谷尚剛. 2005. 「聴覚障害児をもつ保護者支援のあり方: 全国聾学校調査からみた保護者支援」. 『岐阜大学教育学部研究報告 教育実践研究』第7巻: 255-273.
- 河崎佳子. 2005. 「新生児聴覚スクリーニング検査実施下での母親に対する障害受容支援プログラムの構築(研究課題番号: 15530463)」. 『平成15~16年度 科学研究費補助金(基盤研究C-1)研究成果報告書』.
- 児玉眞美, 広津侑実子ら. 2016. 「聴覚障害児の早期教育の包括的なまとめ」. 『聴覚障害』764, 2015 冬号.

日本の乳児保育成立期の研究(その1)

—京都市の昼間里親制度を手がかりに—

東洋大学大学院博士後期課程3年 五十嵐裕子(000161)

〔キーワード〕 乳児保育 昼間里親制度 市民性

1. 研究目的

日本では戦前より乳児保育の取り組みが行われてきたが、戦後、1947(昭和22)年に制定された児童福祉法において「保育所は日中、保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設」(第39条第1項)と規定され、乳児も保育所保育の対象であることが明記された。しかし戦後の保育所は幼児中心の保育が主で、保育所に入所できる乳児は極めて少なく、「特別保育事業」として積極的に乳児保育に取り組み始めたのは1969(昭和44)年である。戦後の母子世帯対策や女性労働者の増加により乳児保育へのニーズが高まる一方、乳児保育は保育所関係者をはじめ社会からの容認を得ることが困難であった。そのような状況下、乳児保育を普及させるために行われた取り組みの1つが、京都市の昼間里親制度である。本研究では、家庭的養護の形を用いて乳児保育の社会化を図ろうとした京都市の昼間里親制度を1つの事例として検討することにより、乳児保育の思想と実践について考察することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

子ども・子育て支援新制度では、乳児保育は施設型保育と並ぶ形で、小規模保育、家庭的保育等の名称で「地域型」の保育事業として位置づけられ、1950(昭和25)年に京都市が開始した昼間里親制度は、新制度の発足と同時に小規模保育事業に移行した。「里親」と位置づけられ乳児を預かり育ててきた保育者たちは、新制度下の小規模保育事業への移行をどう受け止めたのであろうか。本発表では、乳児保育がまだ普及していない時期に里親委託という形で乳児保育の社会化を図った京都市の昼間里親制度を取り上げ、昼間里親がどのような背景から制度化され、昼間里親は「里親」としてどのような思想をもってどのような保育を展開してきたのかについて探る。方法は文献研究と昼間里親への聞き取り調査による。

3. 倫理的配慮

昼間里親に対する調査については、所属大学の倫理審査委員会の承認を得て実施した。調査対象者に対しては、研究ならびに調査の趣旨について十分説明を行い、納得同意の上、協力を得た。

4. 研究結果

昼間里親制度は「保育者の居宅等で行われる小規模の異年齢保育」という点で家庭的保育と共通しているが、昼間里親は市民の奉仕(ボランティア)としてはじまったこと、また保育児童数が家庭的保育は3名以下(補助者を雇用する場合は5名以下)であるのに対し、昼間里親は定員おおむね10名以下であるところに大きな違いがある。聞き取り調査では、「家庭のようなぬくもり」を大切にしつつ「子どもは集団の中で育つ。10名前後が理想的で、それより小さいと子どもは集団をつくれな」ことが述べられている。また昼間里親は「ここに根差して生活をしながらやっている」「いつでもここに帰っておいでと言える」、「子どもの発熱のときは『明日の準備をしてから帰っていらっしゃい』と言う。それが親ごろ」というように『保育』よりも広いものを提供してきた」との自負もっている。実際、地域の人を介して相談のあった10代で妊娠・出産した母親の支援(高校進学、自立への支援)や育児不安の強い専業主婦への支援等にも対応してきたことが明らかになった。

5. 考察

昼間里親制度は「保育者の居宅等で行われる小規模の異年齢保育」という点から家庭的保育と同様のものとして論じられることも多い。が、昼間里親は、「保育」を大切にしつつも、乳児の「保育者」であるだけでなく、「市民」としてまた人生の「先輩」として、子どもにかかわる家族や地域住民の「親」であろうとしていた。このことはその後の乳児保育の展開の中でどのように継承、あるいは変質していくのか、今後の課題としたい。

第4分科会 場所：本館 3階 1306教室

9：30～10：10

- ①【研究報告部門】東京都におけるホームレス自立支援センターを「自立困難」で退所する者の継続支援に関する一考察

－無料低額宿泊所に関する先行研究レビューを通して－

武蔵野大学/首都大学東京大学院博士後期課程 櫻井真一

10：15～10：55

- ②【研究報告部門】生活保護における教育・進学支援再考

－生活保護実施要領の変遷から－

首都大学東京大学院博士課程 荒牧孝次

11：00～11：20

- ③【萌芽的研究報告部門】自主性を尊重しながら子育て支援団体を育成する公的な支援のあり方についての研究

－神奈川県子ども子育て支援プロジェクト事業より検証する－

神奈川県立保健福祉大学大学院修士課程 野北康子

11：20～11：40

- ④【萌芽的研究報告部門】時間的シティズンシップ試論

－福祉時間のポリティクス－

日本女子大学 坪 洋一

■座長：新保 美香 氏（明治学院大学）

研究報告部門

東京都におけるホームレス自立支援センターを「自立困難」で退所する者の 継続的支援に関する一考察

無料低額宿泊所に関する先行研究レビューを通して

武蔵野大学人間科学部社会福祉学科／首都大学東京大学院博士後期課程2年 櫻井 真一 (009020)

首都大学東京 岡部 卓 (01899)

キーワード： 自立支援センター、無料低額宿泊所、就労自立

1. 研究目的

【問題関心】

2015年4月の生活困窮者自立支援法（以下、新法）の施行、同年7月に「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」の改正により、ホームレス自立支援センター（以下、センター）の法的根拠は、ホームレスの自立支援法から新法に移行された。これにより、法の規定する「自立」は、就労自立を超え、日常生活、社会生活における多様な自立のあり方を包含する概念となった。そのため、新法に基づくセンターは、法的には、入所者の個別状況に応じた自立のあり方を指向する施設と再定義される可能性を見出せるようになった。一方、センターの運営をはじめホームレス対策は、根拠法の変更に伴いどのような変化が生じているのか。

【問題の限定】

東京都「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第3次）」（2014）では、センターの位置づけは「入所の早い段階から一貫した就労支援を行い…」とされ、また、センターと新法の関係では「新法移行後も都区共同の自立支援システムが、これまで提供してきた支援内容が変わることはありません」と明記されている。つまり、このことは、従来からの就労自立に傾斜した支援の継続と同時に「低い自立率」、「ワーキングプアの再生産」、「入所者のニーズと支援策のミスマッチ」という課題が内在化された運営方式を継承することを意味する。また、就労自立困難層の対策は「更生施設等の活用により、再び路上に戻ることなく地域で生活できるようにします」と述べられているが、これら保護施設は、必ずしもセンターの就労自立困難層に対する継続的支援を目的に機能強化が図られていない。実態として、無料低額宿泊所（以下、無低）がセンターにおける就労自立困難層の退所後の主な受け皿としての役割を担っている現状にある。

【研究目的】

センター退所後の就労自立困難層に対し継続的な支援策が必要である。そこで研究の目的は、無低が継続的な支援の場として機能しているかを明らかにすることである。具体的には、無低が、その後の地域での安定した居宅生活を目指すために、どのような環境で、どのような支援を実施しているかを研究動向を通して明らかにする。そこで、本研究では、はじめに①センター入所後に就労自立困難層はどの程度発生するか、次に②生活保護受給を前提に居宅生活が可能と認められる判断はどのようになされているか、最後に③無低の環境及び支援内容は、②の基準を満たしていると言えるかという3点の研究課題を設定した。

2. 研究の視点および方法

【研究の視点】

本研究では、東京都におけるホームレス対策事業を制度運用の視点から考察する。

【研究の方法】

本研究は文献研究である。具体的には、次にあげる論文および資料を用いて検証を試みる。①2016年10月にCiNiiによる「無料低額宿泊所」をキーワードに論文検索を実施した結果として抽出された論文（33件：先行研究とする）、②東京都福祉局「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第3次改訂版）平成27年9月」（以下、実施計画）、③厚生労働省による「無料低額宿泊事業を行う施設に関する調査について（平成27年調査）」である。

【研究の枠組み】

東京都は「自立のためには適切な居所の確保が重要ですが、生活保護を適用する際、直ちにアパートなどの居宅

生活をすることが困難な場合が多い」とし、生活保護適用の場として無低の活用を示唆している。そこで、無低を経て居宅移行をするためには、「居宅生活の可否」の判断基準を明らかにし、無低の生活環境、支援内容が入所者の居宅生活に向けてその諸条件を充足していることを確認する必要がある。そのため本研究では、生活保護手帳別冊問答集(2016)で示される「居宅生活ができると認められる者の判断の視点」に準拠し、①「金銭管理」②「健康管理」③「家事、家庭管理」④「安全管理」⑤「身だしなみ」⑥「対人関係」の6項目を研究の枠組みとして位置づけた。

3. 倫理的配慮

本研究は、文献研究であり、日本社会福祉学会「研究倫理指針」に基づいた配慮を行った。

4. 研究結果

【研究課題①について】

実施計画では、センター全入所者の少なくとも7割以上の者が就労自立困難層として退所していることを明らかにしている。したがって、ホームレス対策事業の目的である「地域での居宅生活」に到達するには、入所者の多くがセンター退所に際し支援方針の変更が必要となるシステムである。

【研究課題②について】

生活保護手帳別冊問答集(2016)による「居宅生活ができると認められる者の判断の視点」は、「これは判断の視点であって、以下の全ての点を満たすことを要件に居宅生活ができると判断すべきものではないので留意すること」とされるように、当事者の能力で全てを満たすことを求めている。在宅福祉施策をはじめとした社会資源の活用、一時扶助の支給などを通しアパート等への転宅支援が可能な点などを踏まえると、要求水準は高くはない。

【研究課題③について】

無低の生活環境及び支援内容について研究課題②で示した6項目に関する先行研究の論者の見解を概観した。その結果、無低の生活環境について、例えば、猪俣(2009)が「施設管理者の入所者に対する暴言や暴力、管理者の恣意による退寮処分、入所者同士の会話禁止など不当な自由の拘束がある」と言及する等、論者の多くは、「劣悪な生活環境」「利用期間の長期化」を問題点として指摘している。

無低の支援内容について、例えば山田(2011)は「宿泊所のなかには、不透明な名目で多額の経費を徴収し本人の手元には1~2万円ほどしか残らない」と述べるなど、無低は生活保護の適用の場、あるいは暫定的な生活の場であるが、入所者の居宅生活の能力の見極め、能力向上を目指す支援が実施されているとは言い難い。

5. 考察

上記の研究結果を通して以下の諸点が明らかとなる。センターは、就労自立の可否を見極めているが、就労自立困難層に対し「直ちにアパートなどの居宅生活をする可否」を見極めていない。したがって、就労自立困難層の中には「直ちにアパートなどの居宅生活することが可能」な者も混在する可能性がある。これらの者の継続的支援として想定される無低の生活環境は、近隣の保護基準のアパートよりも割高な利用料が設定され、かつ劣悪な環境である。いわゆる福祉施設のような「支援の場」ではなく、物理的な「居場所空間」の提供であり、入所者の居宅生活の能力の見極めるための生活環境とは言い難い。

また、無低で実施される支援内容は、本研究で準拠した6つの生活管理能力の見極めや将来的に居宅生活を可能とするための支援内容であるとは言い難く、無低の利用目的と受けるサービス内容に不整合が見られる。

以上から、本研究の結論として、無低の生活環境や支援内容の点からは、センターにおける就労自立困難層が居宅生活を目指すための支援策として無低を活用する意義を見出せない。

一方、センターでは、生活相談員、嘱託医等の専門職により入所者の健康状態、金銭管理等に関する生活課題の把握が可能である。また、自立支援住宅の活用による居宅生活の擬似体験に基づく、居宅生活能力の見極め及び、支援ニーズの抽出の可能性も見込まれる。これらの点からセンターが、「地域で安定した居宅生活」を前提とした自立支援を実施することの可能性を明らかにしていくこと、無低の利用と比較した効果の検証等については、今後の研究課題とする。

研究報告部門

生活保護における教育・進学支援再考 —生活保護実施要領の変遷から—

首都大学東京大学院博士課程 荒牧 孝次 (007878)

キーワード: 生活保護制度 教育扶助 教育・進学支援

1. 問題関心・研究目的

福祉国家においては、貧困・低所得者に対して教育機会を平等に保障することは大きな課題であったと言える。わが国において貧困・低所得者対策で中心的な役割を果たしてきた制度として生活保護制度がある。そして、そこで教育を保障する役割を果たしてきた給付として教育扶助がある。

では、現状として教育扶助によって教育機会は十分に保障されているか。その点に関しては、教育扶助は制度としては義務教育までの保障であり、高校以上の教育は生業扶助の高等学校等就学費の創設を待たなければならなかった。それでは、それまでどのようにしていたのか。それは、実施要領の改正を通じて高等学校など、より上級の学校への進学を認めてきた歴史がある。生活保護制度全体の改正とリンクしながら保障される教育の範囲も拡大していったと考えられる。本報告ではこのような生活保護受給世帯に対し教育を保障する機能を教育・進学支援と定義する。

本報告では貧困・低所得者に向けた教育・進学支援に対して、生活保護行政の持つオリジナルな「論理」とは何かを明らかにすることを目的とする。すなわち、生活保護行政には、生活保護制度を拡充し、様々な資源の所有を被保護者に認めてきた経緯があり、そのような経緯に教育についても適用して検証を試みる。そこで、我が国の公的な教育費の負担体制と生活保護制度の教育・進学支援体制とを比較検討する。

具体的には生活保護制度の教育・進学支援には一般世帯に向けた教育費の公的な負担体制とは質的な違いがあると仮説を設定し、研究課題として以下に2点を明らかにする。

- ① 一般世帯に向けた教育費の公的負担体制の範囲を明らかにする
- ② 生活保護制度の教育・進学支援体制の範囲を明らかにする。

2. 研究の視点・枠組み

政策を前進させていく要因は多様である。その要因として、生活保護制度については拡充していく社会運動が要因の1つとしてあげられる。また同時に副田(1995)のように行政官僚による働きかけに重きをなす立ち場も存在する。しかしながら、このどちらの立場においても傾向としては、戦後、草創時期から、1960年代、1970年代にかけて生活保護制度は拡張・発展していくこととなる。しかしながら、日本社会には、上述した副田(1995)の言う「生活保護の低保護率」や、荻谷剛彦(1995)が「消えた階層問題」として語るように貧困・低所得問題を「無視」していた期間がある。

そして、その後2000年代に入りまた貧困という問題が「再発見」されるにおよび、再び生活保護行政に動きが現れてきたといえる。このような、生活保護制度の動向の中2005年以降生業扶助の高等学校等就学費の新設など生活保護制度の教育・進学支援体制についても同様に現れることになる。

では、このような生活保護制度の教育・進学支援体制は教育全体を考えた場合、どのような特徴をもっているか。教育費全体については教育行政学において蓄積があり、「公私混合型教育費負担構造」として私の負担が大き

い（白石 2000）や公教育費と私教育費の負担の「基準や法が存在しないグレーゾーン」としてその曖昧さが指摘されている（末富 2010）。

すなわち、わが国の教育費の負担体制として公的な支援が極めて小さい一方、公的・私的な境界が曖昧であることが特徴といえる。では、このような体制を前提として、生活保護制度の教育・進学支援はどのような体制をしているかを析出する。どこで公・私の境界が引かれるのについて検証する。その際に、教育費を「義務教育の授業料等」、「義務教育の学用品費等」、「義務教育外の授業料等」、「義務教育外の学用品費等」に加えて「学校外教育¹」を加えた 5 つの分類から考察する。

3. 倫理的配慮

本研究は日本社会福祉学会の定める研究倫理指針に従って推進するものである。

4. 研究結果

研究結果として第 1 の研究課題については我が国の教育費の公的な負担としては主に義務教育の授業料を中心として非常に限定された範囲を保障するに過ぎないといえることができる。

第 2 の研究課題については生活保護制度では義務教育期間については学用品日までを保障の範囲とし、さらに近年では高校の授業料など義務教育外や学校外教育までその保障を広げているといえる。

5. 考察

生活保護制度には一般世帯の教育費の負担と比較し、2 点大きな特徴があることが分かる。第 1 教育扶助の存在である。学用品などの費用は、一般世帯に対しては公的な支援は十分ではなく、私的な費用負担が発生している。

第 2 に高校の授業料等について公的な負担が認められた時期の違いである。生活保護制度については 2005 年から生業扶助の高等学校等就学費において高校の授業料を負担することとなった。一方で、一般世帯については、2010 年の高校授業料無償化からと生活保護制度の方が時期的には早い。

このように、生活保護制度は公的に保障される範囲が大きく、なおかつ一般世帯に比べて公的に保障される時期が早いといえる。しかしそれは生活保護制度において教育・進学支援が充実していることを意味していない。一般世帯が私的負担にもかかわらず、教育費の多くを負担している現状の下で、生活保護制度においてそうした私的な負担をする能力がない世帯への保障といえる。

⇒公的に教育費を負担するというコンセンサスが十分でない中でいかに、貧困・低所得問題を抱える者への教育費の保障をどうするか。

⇒「自立支援」という概念での「つなぎ」としての教育・進学の支援

6. 主要参考文献

「生活と福祉」全国社会福祉協議会（該当各年）

小山進次郎（1951）『生活保護の解釈と運用』中央社会福祉協議会

¹ 学習塾費用などに掛かる費用として定義するが、近年各地で行われているような「無料塾」など学校外で行われているような補助的な教育をも含むものとして考える。

萌芽的研究報告部門

自主性を尊重しながら子育て支援団体を育成する 公的な支援のあり方についての研究 —神奈川県子ども子育て支援プロジェクト事業より検証する—

神奈川県立保健福祉大学大学院修士課程 3 年 野北 康子

神奈川県立保健福祉大学 新保 幸男 (1599)

神奈川県立保健福祉大学 山口 尚子 (2353)

キーワード：子育て支援団体 NPO 内発的動機づけ

1. 研究目的

本研究により、神奈川県子ども子育て支援プロジェクト事業の取った手法など効果的な方法から、民間の知恵と経験を活かす具体的な対応策のヒントを見出す。そこから子育て支援団体を育成する手法の参考例として提案し、子ども子育て支援団体を育成する実践に寄与することを目的とする。

2. 研究の視点及び方法

神奈川県子ども子育て支援プロジェクト事業を事例として取り上げ、関係者への聞き取り調査を行い、更に事業報告書などの文献資料からその特徴や具体例の事実を積み上げ、全体像を描く。

3. 倫理的配慮

インタビュー調査の実施にあたっては、神奈川県立保健福祉大学倫理審査委員会の承認（判定通知番号 保大第 25-62）を受けた上で実施している。

4. 研究結果

本事業では、実施した神奈川県子ども家庭課次世代育成班（その後次世代育成課）、そのもとに設置された検討（推進）委員と神奈川県から助成団体に派遣されたアドバイザー（コーディネーター）の 3 者で構成され、平成 19 年度～24 年度までの 6 年間、延べ 69 団体を支援した。事業終了後 4 年を経た現在、その 85% が事業を継続させ、約半数が行政の委託事業を受託するなど発展をしていたことがわかった。インタビュー調査の結果、それぞれの立場で団体の主体性を尊重しながら団体自身が自らの育ちを促し、団体自身が意識していない団体の可能性を引き出すよう、経験を生かした支援をしていたことがわかった。

5. 考察

本事業で、子育て支援団体を育成するためにとられた手法は、子育て支援団体の内発的動機づけを促す仕組みを組み込み、団体が自ら育つ力を引き出すものであった。①子育て支援活動の実践者でもある子ども子育て支援アドバイザー（コーディネーター）が、団体自身の気づきを促し団体自身が課題などを整理できるよう支援したこと②団体自身の活動の成果を客観的に振り返る「自己評価」を導入したこと③書類の書き方など事務の基本的ルールを丁寧に教えたこと④専門的な情報や組織運営のノウハウが提供されたこと、⑤専門家に認められ励まされ更に適切なアドバイスがあったこと⑥他団体の付き合い方等を交流会で学んだことなどがあげられる。助成終了後、多くの団体が地域で活動を発展させ、子どもや子育てを支える仕組みを広げることにつながった。現場で活動した経験豊かな実践者が伴走しながら、団体の育つ力を引き出したこの手法は、自主性を尊重しながら子育て支援団体を育成する役割を果たしたものと考えられる。

時間的シティズンシップ試論

ー 福祉時間のポリティクス ー

日本女子大学人間社会学部社会福祉学科准教授 坪 洋一 (03436)

〔キーワード〕 シティズンシップ、福祉時間、時間統制暴力

1. 研究目的

時間的要素を加味したシティズンシップの概念化と福祉時間のポリティクスの前景化が研究の目的である。

2. 研究の視点および方法

福祉理論（福祉をめぐる「そもそも論」と「あるべき論」）の視点にたつ文献研究である。

3. 倫理的配慮

一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針の遵守義務と引用・学会発表に関する諸指針に配慮した。

4. 研究結果

まずシティズンシップ（以下 C と表記）の学説研究の結果(坪 2016)を踏まえつつ論点を提示し、その延長で社会福祉学のあり方について問題提起を行う。近年、T.H.Marshall の古典的 C 論（福祉国家の生成を市民的・政治的・社会的権利の漸進的發展に見出す議論）に対する批判とその超克を企図する形で、多様な C モデル（共和主義的 C、フェミニズム的 C、環境的 C、経済的 C 等）が提起されるようになった。そして C の構成要素としては、「市民であることの条件」（権利・義務・参加・アイデンティティ等）にとどまらず、「市民になるための条件」（責任・能力・徳性・資質・実践・帰属意識等）が重視されるようになった。だが、市民になる／であるためには相応の時間が必要であるにもかかわらず、新旧いずれの議論も時間的要素を後景化させている。先進社会の現状に目を転じれば、程度の差はあれ、多くの市民が過剰／過少な労働を強いられ、あたかもモノのごとく扱われつつ、生の共同性や自律性を奪われている。こうした生の「物象化」と「疎外」をもたらす資本の暴力的で抽象的な時間支配(真木 1980 ; Postone 1993=2012)に抵抗し、人間らしく自分らしい自律的な生に必要な「自由時間」(梅林 2000)を要求することは、市民性の陶冶や市民社会の物質的・倫理的な質向上の成否を左右する重大な課題といえよう。とすれば、時間的要素を加味した C の再概念化の今日的意義は決して小さくないはずである。

これと関連し、社会福祉学もまた「歴史的時間」を除く時間的要素の扱いに課題がある。脱工業社会を特徴づける脆弱性の現れともいえる一連の不安・不利・不信(坪他 2016)は、上述した資本の暴力的な時間支配と無縁ではない。だが、時間に追われる余裕なき日常の克服と、社会福祉追求のあり方との接合をめぐる分析と議論は圧倒的に不足している。このことは社会福祉学における時間をめぐる認識と思考の不備不足の反映であると考えられる。社会福祉追求における時間的要素を系統立てて論じるための理論的な足場が求められる。

5. 考察

以上 2 つの論点について考察する。私たちが市民になる／であるためにも、また市民として何らかの目標を追求するためにも、自由時間、厳密には「自由裁量時間」と連動する「時間的自律」(Goodin & Rice 2008 ; 福士 2009)の獲得が欠かせない。そうした時間を獲得・享受する権利と、この権利を相互に尊重する義務とを、本研究は「時間的 C」として概念化する。あわせて、市民による社会福祉追求の時間（ケアする／される時間、困難な育ち／育みの時間、市場外での交流・社交・互助・協働の時間など）を「福祉時間」と名づける。福祉時間の創造と享受は、時間的 C の保障を国家と資本に要求し、脱政治化された時間統制暴力への批判と抵抗を企図するポリティクスなくしては困難であろう。また時間的 C は、社会的・政治的・経済的 C の前提でも帰結でもありうることに注意が必要である。つまり、時間的 C の保障は種々の C を実質化するうえでの基礎となる一方で、労働力の脱商品化、ディーセントワークの推進（時短・ワークシェアリング・仕事と生活の調和）、十全な政治・社会参加などの有機的展開が時間的 C の存立条件となる、ということである。

こうした時間的 C の概念化は「時間福祉 temporal welfare」論を構築する立脚点にもなりうる。時間福祉論は、生活構造論、労働・生活時間論、自由時間論等の成果と蓄積をふまえ、社会福祉追求における時間的要素をめぐる原理的・戦略的な考察と構想の枠組みとなることで、福祉時間のポリティクスへの貢献が期待される。時間福祉論が具備すべき特性は、時間統制暴力によって最も激しい傷み・痛みを被る市民の時間問題（時間の支配・剥奪・貧困に起因する自律性喪失やディスパワーメント）のメカニズムの解明と、その対応策（時間的 C を具現化する方途）の提案に議論を焦点化することに見出されよう。

【参考文献】●坪洋一(2016)「福祉国家の目標をめぐる今日的議論：現代シティズンシップ論からの示唆」『季刊社会保障研究』第 51 巻第 3・4 号,pp.287-301.●坪・金子・室田(2016)『問いからはじめる社会福祉学：不安・不利・不信に挑む』有斐閣.●福士正博(2009)『完全従事社会の可能性：仕事と福祉の新構想』日本経済評論社.●Goodin, R.E. and Rice, J.M.(2007) *Discretionary Time: A New Measure of Freedom*, Cambridge U.P. ●真木悠介(1981)『時間の比較社会学』岩波書店.●Postone, M.(1993) *Time, Labor, and Social Domination: A Reinterpretation of Marx's Critical Theory*, Cambridge U.P. (=2012, 白井・野尻監訳『時間・労働・支配：マルクス理論の新地平』筑摩書房.) ●梅林誠爾(2000)『生命の時間 社会の時間』青木書店.

第5分科会 場所：本館 3階 1307教室

9：30～10：10

- ①【研究報告部門】幸福増進要因としての公私のパートナーシップ
ー日本とイギリスの比較から見えてきたことー
上智大学大学院博士前期課程 西牧由起

10：15～10：55

- ②【研究報告部門】高齢者のグループリビングにおける住人の生活意識に関する研究
ー住人を対象にしたインタビュー調査からー
立教大学大学院博士後期課程 星野友里

11：00～11：20

- ③【萌芽的研究報告部門】地域における社会福祉法人の担う役割
ー法人経営の内側から見た社会福祉法人制度改革ー
上智大学大学院博士前期課程 澤口 望

11：20～11：40

- ④【萌芽的研究報告部門】路上対策の構図
ー社会福祉と暴力ー
首都大学東京 岡部 卓

■座長：金子 充 氏（立正大学）

研究報告部門

幸福増進要因としての公私のパートナーシップ ～日本とイギリスの比較から見てきたこと～

上智大学大学院博士前期課程 1 年 西牧 由起 (009160)

[キーワード] 幸福増進、ソーシャル・キャピタル、パートナーシップ

1. 研究目的

近年、一人当たりの GDP の増加、すなわち一般的な経済成長が必ずしも地域や社会の持続可能性や幸福度の実現といった目標に直接結びついていないのではないかと認識があり、GDP に代わる新しい指標の開発もしくは GDP を補うための補助的な指標の開発が求められている。そのような幸福度を政策評価に活用しようとする動きは各国政府に広がりつつあり、幸福度増進要因の分析や幸福度の指標化の試みも一定数に達している。本研究で述べている「幸福増進」とは、生活の質などが向上した際の「結果」として定義した。近年における「生活の質」とは、物の豊かさだけでなく心の豊かさが重要視され始め、その構成要素として「人との繋がり」があげられる。それもあってかボランティア活動への関心も高まってきている。(平成 24 年度の内閣府による「国民生活に関する世論調査」より。) よって、「幸福増進」は、地域住民のボランティア活動を促すため、福祉コミュニティの形成に繋がり、地域福祉の発展へと導くことができると考えている。

そこで本研究では、幸福増進要因の 1 つとして公私のパートナーシップに着目し、主に 3 点を研究目的とした。

1 点目は、国連、OECD、内閣府、荒川区の幸福度指標の共通項を見つける事によって幸福を満たす要因として重要視されているものを明らかにする。2 点目は、幸福を満たす要素を先行研究により明確にし、要素の育成及び増進方法を明らかにする。3 点目は、日本とイギリスの公私の協働及びパートナーシップの取り組みの比較を行うことで協働とパートナーシップの概念を明確にし、幸福増進要因としての有効性を検討する。

2. 研究の視点及び方法

本研究では、幸福論、ソーシャル・キャピタル、公私のパートナーシップの 3 つの視点について研究を行った。

1 点目の幸福論においては、国連、OECD、内閣府、荒川区が提示している幸福度の指標を参考にし、論述した。2 点目のソーシャル・キャピタルにおいては、代表的な概念定義を行っている Putnam(2000) 等 6 つの視点を参考にした。3 点目の公私の協働及びパートナーシップにおいては、日本の行政学者である荒木昭次郎(1990)の協働の定義と北川(2001)のパートナーシップの概念を用いて、日本とイギリスの両者を比較した。イギリスにおいては、地域戦略パートナーシップ(LSP)に着目した。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の研究倫理指針を遵守し、文献の出典を明記した上で、著作権に配慮した。

4. 研究結果

本研究においては、幸福度を左右させる要因としてソーシャル・キャピタルが挙げられることを明らかにし、この要因を満たす有効策として公私のパートナーシップであることを結論として提示した。

今後は、この論理実証仮説をアンケート調査等によって実証していきたい。

5. 考察

次の 3 点が明らかとなった。1 点目は、4 つの幸福度の指標より、次の共通項「社会とのつながり」・「住民参加」に加え、OECD が幸福の長期的な“持続可能性”を示す指標として社会関係資本(ソーシャル・キャピタル)という要素について挙げている。このことから、幸福を満たす要因として「人との繋がり」が重要視されており、その中でも特にソーシャル・キャピタルの中核的なものとして考えられている「社会的なネットワーク」が幸福度

を大きく左右させる重要なものであることが明らかとなった。よって、本論文では幸福の要因として特に幸福の長期的持続可能性という観点からソーシャル・キャピタルの「社会的なネットワーク」に着目した。

2点目は、1点目でも既に挙げたように、Putnumの論文より、「社会的なネットワーク」がソーシャル・キャピタル論の中核的なものであることが分かった。この中核的なものを構築するためには、市民が社会参加をし、ネットワークを形成する機会の増大を促す基盤作りが必要である。さらに、彼の研究によると、ボランティア組織のような社会的連帯の存在とそれに対する参加の度合いがソーシャル・キャピタルの量を表しており、このような連帯と参加によって集合的な規範と信頼が高まり、結果として全体の幸福度が生成されると述べている。よって、ソーシャル・キャピタルの「社会的なネットワーク」が形成されるか否かが幸福に影響を及ぼすため、幸福の要因としてのソーシャル・キャピタルという因果関係が明らかとなった。ソーシャル・キャピタルの育成にあたっては、平成17年度の内閣府の「コミュニティ機能再生とソーシャル・キャピタルに関する研究調査報告書」を参考にし、行政とNP0・企業の協働機会の創出により、橋渡し型ソーシャル・キャピタルの育成に繋がることが分かった。このことから、ソーシャル・キャピタルの育成、推進していくにあたって人々の社会参加を促進すること(本論文では市民化と呼ぶ)が重要であり、市民化を進めることが必須である。

3点目の公私の協働及びパートナーシップにおいては、荒木昭次郎(1990)を参考にした。彼によると、協働とは「ある種の目標達成の為に関係者の主体的な役割が体系化されている状態を意味し、その状態を組織という観念で捉えられている。」と定義している。そして、市民と行政の協働の在り方として市民と行政が対等の立場に立ち、共通の課題に互いが協力しあって取り組む行為システムである。それを作動させるためには、市民と行政が共に考え、話し合って協働する「場＝媒介構造」が必要であるとしている。このような「媒介構造」は、市民、行政、NP0等のあらゆるセクター間を繋ぐものであるだけでなく、橋渡し型等のソーシャル・キャピタルを形成する構造ともなると述べている。このことから、協働という協力しあって取り組む行為システムがあったとしても「媒介構造」といった市民と行政が共に話し合う場が必要であり、市民参加が必要不可欠であることが分かる。2点目に述べた、ソーシャル・キャピタルの育成において市民化が必須であるという点も踏まえると、協働といった行政制度とソーシャル・キャピタルは一方通行の関係ではなく、相互に作用し合うものであることが言える。次に、公私のパートナーシップにおいては、イギリスを参考にした。北川(2001)によると、「パートナーシップという用語が使用されるのは、公共サービスの提供や政策決定の権限が、政府・行政に集中される傾向を打破するため」としている。イギリスにおいては、地域戦略パートナーシップ(LSP)に着目をし、パートナーシップの実現は協働と同様に市民参加に繋げることができることが明らかとなった。

参考文献

- ・荒木昭次郎(1990)『参加と協働-新しい市民＝行政関係の創造-』ぎょうせい
- ・榊原秀訓(2012)「イギリスにおける公私協働-サードセクターによる公共サービスの提供」岡村周一・人見剛編著『世界の公私協働-制度と理論』日本評論社
- ・北川洋一(2004)「地方分権がもたらす行政のマネジメント化とパートナーシップ化-NPMとパートナーシップ論の合流による『第三の道』型改革」第4章稲継裕昭編『包括的地方自治ガバナンス改革』東洋経済新報社
- ・徳永優子／来田誠一郎／西村美由起／矢倉美登里 訳(2012年12月3日)OECD幸福度白書『より良い暮らし指標：生活向上と社会進歩の国際比較』OECD編著明石書店 How's Life?2013 MEASURING WELL-BEING
- ・栃本一三郎(2002)「地域(コミュニカル)社会政策＝対抗的社会政策の構想-既存パラダイムと「地域福祉」からの脱皮」『特集 地域福祉計画への試行』
- ・西尾勝(1990)『行政学の基礎概念』財団法人東京大学出版会
- ・内閣府(2011)幸福度に関する研究会『幸福度に関する研究会報告-幸福度指標試案-』
- ・Bowling alone:the collapse and revival of American community/Robert D.Putnum New York:Simon&Schuster,c 2000
- ・Nan Lin Social Capital A Theory of Social Structure and Action (2008)訳 筒井涼也/石田光規/桜井政成/三輪哲/土岐知加子『ソーシャル・キャピタル社会構造と行為の理論』

研究報告部門

高齢者のグループリビングにおける住人の生活意識に関する研究

ー住人を対象にしたインタビュー調査からー

立教大学大学院博士課程後期課程 5 年 星野 友里 (008879)

[キーワード] グループリビング、高齢期の住まい・住まい方、地域居住

1. 研究目的

今後のひとり暮らし高齢者世帯の増加に際し、これまでの血縁や地縁に代わる新たな関係性の構築が期待されている。例えば、血縁関係のない高齢者の集住、すなわち「グループリビング」(以下、GL)もその一つである。ところが、住人の相互扶助といったイメージに反し、住人対象のアンケート調査では「入居時に負担する費用が最適だったから」が GL 入居の一番の理由に挙げられるなど(久保木ら 2010)、実際は GL を意識していない人が一定数いる。

入居のきっかけや期待項目、GL の理解度、GL の中で何らかの「役割」を担うことについてなど基礎的な事柄を訊ねた別のアンケート調査¹でも同様の結果が出ており、住人のあいだの「役割」が一部の人(若年層が中心)に偏っている。加えて、GL に満足していると回答した人と比較して、約 1 割の GL に満足していない人の多くは人づき合いの難しさを強く感じており、自由記述欄に書かれた内容も人間関係についての否定的な意見が多数を占めていた(星野 2016)。さらに、そうした人間関係の難しさは 1 ヶ所の GL の住人を対象としたインタビュー調査(星野 2014)の中でも言われており、GL における課題点の一つだと言えよう。

そこで、本研究ではインタビュー調査対象を複数の GL の住人に広げ、住人同士のつき合いをめぐる現状と課題について改めて整理し、血縁に基づく家族以外の人と満足感をもって暮らしていくための示唆を得ることを主たる目的とする。

2. 研究の視点および方法

GL をめぐる研究の大半は運営者を対象とし、本研究のように住人を対象としたものは極少数である。また、後者に関しても、調査対象者を運営者の紹介によって選出しており、運営者側の意向が多かれ少なかれ反映されていると察する。対して、本研究は前段のアンケート調査回答者のうち、了承が得られた人・全員に行ったもので、運営者を介していない点が特徴である。

本研究では同 GL の住人 9 名²を対象にインタビュー調査を実施し、①GL 入居の経緯、②GL の良いところ・良くないところ、③「GL らしさ」を感じる点、④本格的に介護が必要になったときの意向、以上 4 項目について訊ねた(半構造化面接法・2015 年 6～7 月)。分析にあたっては、インタビューの逐語録を使用した。具体的には、逐語録の中から他の住人について言及している箇所を抜き出し、親和図法を用いて整理、分類を試みた。

3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会「研究倫理指針」および「立教大学コミュニティ福祉学部・研究科倫理指針」に基づいて実施した。本研究の計画は立教大学コミュニティ福祉学部・研究科倫理委員会で承認を得ている(2013 年 8 月 30 日付)。

¹ 2014 年 8～9 月、公益財団法人 JKA の「高齢者生き生きグループリビング支援事業」(2005～2010 年度)によって生まれた高齢者生活共同運営住宅(高齢者生き生きグループリビング)12 ヶ所の住人 69 名を対象に質問紙による郵送調査を実施し、欠損値の多い 1 名を除いた計 47 名の回答を分析した(回収率 69.6%・有効回答率 68.1%)。

² 書面での回答者を含むと 10 名となるが、該当の記述がなかったため本調査の分析対象からは除外する。

4. 研究結果

本調査では、以下の4カテゴリが生成された。

《カテゴリ1》 他人との暮らし

- (1) 満足している — ①交流がある ②安心感がある ③ひとりになれる
④自由に生活できている

- (2) 満足していない — ①打ち解けられない ②話し相手がいない ③行動を制限される

《カテゴリ2》 心掛けていること

- (1) 自分を律する — ①言葉に気をつける ②思いやりをもつ

- (2) 人づき合いは難しいと思う — ①どこでも同じ ②色々な人がいる ③距離をとる

《カテゴリ3》 「互助」の芽生え

- (1) 自分にできることをする — ①自主的に集まりを企画する ②手助けをする

- (2) 対話を大事にする — ①声を掛け合う ②ミーティングを行う

《カテゴリ4》 「互助」を難しくする要因

- (1) 自治意識が低い — ①GLについての理解が不足している ②面倒くさい

- ③周囲の賛同が得られない ④「対等な関係」が障壁になる

- (2) 調和がとりづらい — ①女性のネガティブな面が出ている ②認知症の人がいる

- ③体調が万全ではない

5. 考察

GLには、自分の生活を維持・継続しながら他の住人とも交流し、安心感をもって暮らしている人と、行動を制限され、他の住人と良好な関係を築くことができず孤独を感じている人の両方がいる。調査対象者の多くが周囲に配慮し自分を律しながら生活しているが、全員がそのようにはしないため、嫌な思いをしたり我慢したりすることがある。

それについて、複数の人が集まれば有り得ることだと受け止めた上でかわり続けようとする人もいれば、他の住人と距離をとり、トラブルを事前に防ごうとしている人もいる。前者であれば、しだいに住人のあいだに「互助」が芽生え、自分にできることを探して自主的にやり始めたり、対面での話し合いを通じて問題解決を試みたりする可能性がある。反面、後者に関しては、孤立が進み、GL入居前よりもさみしい暮らしになっていく恐れがある。

ただし、住人同士のつき合いがあれば、自然と「互助」が生まれるわけではない。現時点でGLの認知度は極めて低く、よく分からない状態でGLに入居している人たちは少なくない。よって、他の住人の存在を意識し、その人たちのために何かをしようと動き出す人がいる一方で、そうした考えを持たない人もおり、彼らの非協力あるいは反対により住人主体の提案がうまくいかないことがある。また、制度化された住まい方ではなく、一定の入居基準のないGLにはあらゆる状態像の人が暮らしており、その人たちが足並みを揃えるのは容易ではない。さらにいえば、問題発生時、GLを意識している人ほどそれを抱え込みやすく、不利な立場に置かれ続けることも予想される。

調査対象者に言われたように、住人一人ひとりが他の住人に対する配慮を欠かさなければ、不快な思いをしないで暮らしていくことができよう。しかし、現実には、自らすすんでGLに来た人ばかりではなく、全員にそうした生活態度は期待しがたい。そうだとすれば、ケアハウスやシルバーハウジング等の例に倣い、住人だけでは問題解決が難しいと判断した時点で運営法人があいだに入り、自分本位にふるまい過ぎている人と話をしたり、自発的に動いている人たちの後方支援をしたりする必要がある。

文献

星野友里 (2016)「高齢者のグループリビングにおける住人の生活意識に関する研究—住人を対象にしたアンケート調査から—」『日本社会福祉学会 第64回秋季大会 報告要旨集』(佛教大学)

(<http://www.jssw.jp/conf/64/pdf/A20-02.pdf>, 2017/2/11)

星野友里 (2014)「グループリビング生活者の満足度と準備委員会活動に関する研究」『コミュニティ福祉学研究科紀要』第13号、立教大学大学院コミュニティ福祉学研究科：75-86

久保木修平・川岸梅和・北野幸樹・永井悠次郎 (2010)「グループリビングに関する研究(その2)—グループリビングの周辺環境について—」『日本建築学会大会学術講演梗概集(北陸)』：1445-1446

付記 本稿は2015年度「立教大学学術推進特別重点資金(立教SFR)-大学院学生研究」の助成を受けて実施した研究の一部である。

GLの住人を対象とした2種の調査は発表者の博士学位申請論文『集住』による高齢期の住まい方の研究—JKA補助グループリビングにおける住人の『参加』に焦点を当てて—(2016年度・立教大学大学院コミュニティ福祉学研究科)に収録されている。当該論文では各人を軸にしてコード・マトリックスを描き、GLの入居のいきさつによる住人の適応度合いの差を導き出した。その後の参与観察等を通してGLにおける人づき合いの難しさを再認識したことから、視点・方法を変え、インタビュー調査を分析し直したのが本稿である。

萌芽的研究報告部門

地域における社会福祉法人の担う役割 —法人経営の内側から見た社会福祉法人制度改革—

上智大学大学院博士前期課程 1 年 澤口 望 (9159)

〔キーワード〕 社会福祉法人制度改革、法人経営、組織ガバナンス

1. 研究目的

本来社会福祉法人（以下、法人）は、行政や民間企業等のサービスでは手の届かない部分への対応が求められている。いわゆる社会福祉事業と共に福祉を目的とする事業を行うことが想定されていた。しかし近年、一部の法人の不透明な経営への指摘や地域における公益事業への取り組みの不十分さ等課題が指摘されている。それらの背景には、介護保険制度の導入により介護報酬による経営への移行という、従来の法人経営とは異なる経営環境に置かれたこともあろう。日本社会における公益法人改革の一環という意味もあるが、来年度より施行される法人改革では、法人全体に向けて一律の内容が示されている。ただ全ての法人が改革の背景にあるような指摘を受けているわけでもない。このような法人を取り巻く環境が変化する中で、法人経営者がこの改革に対してどのような意識を抱きながら対応しようとしているのか、またその意識に法人規模や施設類型等がどの程度影響を及ぼすか、現時点においてそのような調査は少ないことから、本研究では法人経営の内側に着目することにより、制度改革に対する経営者の意識、改革の課題や今後の法人経営への影響を明らかにする。

2. 研究の視点および方法

法人改革の対象でもあり主体でもある法人自身の今後の改革についての認識を各種調査する。具体的には A 県内で社会福祉施設を経営する法人で、全国社会福祉法人経営者協議会加入法人 192 ヶ所、A 県内 B 市を本拠とし経営者協議会には加入していない法人 58 ヶ所、合計 250 の法人を抽出し、自記式質問紙の郵送法によりアンケート調査を実施した。回答数は 107、回収率は 42.8%であった。

3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会研究倫理指針に基づき行った。回答データは厳重に保管し外部には一切公表しないことを調査票に明記の上、個人及び法人が特定されない形で処理し分析を行った。

4. 研究結果

改革案で示された各項目にどの程度必要性を感じるか問う設問に対する回答傾向においては、項目によっては法人規模によるバラつきのある項目や法人規模に関わらず回答が偏る項目もある。特に今回の改革で機能が大きく変更される[評議員会]に関する項目は全体的に必要性が低いとの結果が得られた。反対に必要性が高く評価された項目は、資産額の多い法人では[内部留保の明確化]、少額の法人は[小規模法人への施行後 3 年間評議員数 4 名以上を可とする猶予期間の付与]であった。また、問 5 の経営者が感じる法人が抱える課題への回答では[職員の処遇改善]と[専門性の向上]が最も多く、最も少なかった回答が[評議員会の設置]に関する項目であったことから、改革案では評議員の牽制機能や組織内のガバナンス強化等を重視しているが、経営者が課題として認識しているものとは必ずしも一致しないことが明らかとなった。

5. 考察

4 で明らかとなった行政・経営者間の課題認識の差には、法人規模や施設種別、資産額、制度上・運営上の課題の捉え方の差等が影響していると考えられる。項目による影響の差に関しては、影響の少ない項目で必要性が高く評価された項目は、法人規模に関わらず法人経営において取り組みの必要性が認識されており、低い項目は今回新たに課せられた項目が多いことから、抵抗感の方が強く必要性までは認識されていないものと思われる。

今後改革に対する経営者の意識変化の有無や経営への影響を検証していくが、改革による法人の公益性・経営の透明性向上の可能性、経営者の意識への地域差等の影響も含め研究を進める必要がある。

路上対策の構図

－ 社会福祉と暴力 －

首都大学東京 岡部卓 (01899)

〔キーワード〕 包摂型社会、社会の暴力性、多様な生

1 研究目的

本研究では、社会の暴力性（合法/非合法を問わず抑圧/搾取/排除する考えや行動、以下、社会の暴力性）に晒されている路上生活者を対象として路上対策をどのような構図で描くことができるか提示することを目的とする。研究課題として、次の二つを設定する。一つは、路上対策を検討するに当たり示唆される概念や構図の提示、二つには、その論証として路上対策を取り上げる。

2 研究の視点と方法

路上対策を社会福祉と暴力の視点から研究する。方法は、文献研究である。

3 倫理的配慮

一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針に従っている。

4 研究結果

研究課題 1 について ①暴力をめぐる議論は、古くから人文学・社会科学に一定の研究蓄積がある。そこでは暴力に権力を含める/含めない考え方があり、含めないとすれば暴力＝人間や物に対し破壊的な作用を及ぼす、また権力＝特定の個人・集団を制度的に支配する考え方に立つ。しかし国家が個人・集団に破壊的作用を及ぼさないとはいえない（国家と暴力の関係）。②社会福祉学は、社会の暴力性に抗していく考えや方策を検討・解決する領域であり、それは、制度・政策やソーシャルワーク実践などで行わせる。しかしその議論は、ソーシャルワークが主流で、国家、法、行政、サービス供給主体、市場のもつ暴力性に着目する研究が十分ではない。③貧困の概念・定義・測定と相俟って社会における貧困認識、労働の社会的性格等の理解等がどこまで進んでいるかによる。それは、路上生活者に向けられるまなざしの背後にどのような考えやふるまい（態度や行動）や対策を行っているかから読み取れる。研究課題 2 について ①国家は、貧困とりわけ極貧状態にある路上生活者に対し排除、監禁、保護してきた歴史がある（治安/救済）。社会の変化により、貧困者（とりわけ「浮浪者」＝路上生活者を「犯罪」、「怠惰」等と非難し社会的陶冶（排除・監禁・強制労働等）に対抗する論理＝貧困の社会性、労働の社会的性格等から問い直しがあり、排除・抑圧と包摂・開放の対抗関係の中で対策が講じられる。

5 考察

路上対策は、研究課題 1 について 路上対策は大きくは、①社会の暴力性をどう位置づけるか、②貧困や労働等をどう見るか、③その中で社会福祉にどのような機能をもたせるか、に規定される。研究課題 2 について 路上対策は、排除・抑圧と包摂・開放の対抗関係のなかで位置づけられ、それは後者へ軸足を向けつつある。この点については、路上対策は、どのような制度・政策やソーシャルワーク実践を行っているかの検証に係っている（理念・目的、対象、要件、給付・支援内容、水準とそれを支える運営実施体制等）。それは社会福祉の基底にある人間観（人権）、社会観（社会正義）を問うことでもある。

<参考文献>マルクス『資本論』Marx,K(1867～1894) Das Kapital、ヴェーバー『職業としての政治』Weber,M.(1919) Politik als Beruf アーレント『暴力論』/ Arendt,H.(1972) On Violence ギデンズ『国民国家と暴力』Giddens,A.(1985) The Nation-State and Violence/フーコー『監獄の誕生』Foucault,M (1975) Surveiller et punir-Naissance De La Prison. O『暴力予防に関する世界状況報告書 2014』http://www.who.int/violence_injury_prevention/violence/status_report/2014/en

第6分科会 場所：本館 3階 1308教室

9:30～10:10

- ①【研究報告部門】児童養護施設におけるソーシャルスキルトレーニングの実践と効果に関する一考察

ー子ども版QOL尺度を用いてー

特定非営利活動法人 JAM ネットワーク 高取しづか

10:15～10:35

- ②【実践報告部門】地域産業と福祉との連携における地域活性化に繋がる形成過程の考察

ー就労支援事業所における農業作業を通じた地域開発への取り組みー

日本社会事業大学大学院博士前期課程 岩崎諭史

10:35～10:55

- ③【萌芽的研究報告部門】都道府県の精神保健福祉相談員が市町村に行う技術支援の特性

ーソーシャルワーク・コンサルテーションを枠組みとした分析からー

ルーテル学院大学大学院博士前期課程 岡田隆志

11:00～11:20

- ④【萌芽的研究報告部門】ソーシャルワーク実践のエビデンスにおけるエビデンスレベル適用の限定性

ー実践の各局面におけるRCTの適用性からー

首都大学東京大学院博士後期課程 間嶋 健

11:20～11:40

- ⑤【萌芽的研究報告部門】貧困・社会的排除に対峙するソーシャルワークについての一考察

ーソーシャルワーカーへのグループインタビューから見てきたものー

佛教大学大学院博士後期課程 石坂 誠

■座長：田村 綾子 氏（聖学院大学）

研究報告部門

児童養護施設におけるソーシャルスキルトレーニングの実践と効果に関する一考察 —子ども版QOL尺度を用いて—

特定非営利活動法人 JAM ネットワーク 高取 しづか (00898)

神奈川県立保健福祉大学 新保 幸男 (1599)

キーワード：児童養護施設、ソーシャルスキルトレーニング、自尊感情

1. 研究目的

児童養護施設には虐待、放任などで入所する児童が増加している。成育歴の中で気持ちを伝える言葉かけをしてもらった経験が乏しく、心とはうらはらに雑な言葉や反抗的な言葉を吐き人間関係がこじれていく児童もいる。入所児童の自立支援としてソーシャルスキルトレーニング (Social Skills Training 以下 SST) の必要性が指摘されている。筆者を代表とするグループは 2008 年から SST の技法を取り入れた「ことばキャンプ」の実践を行ってきた。児童が自分の気持ちを伝えるようになった、自信をつけて意欲的になったと、変化の様子が実施施設から口頭で報告されてきた。そこで、SST の実践が児童にどのような効果をもたらすのかについて検証する。

2. 研究の視点および方法

研究の対象は、東京都と神奈川県の 10 の児童養護施設に入所している小学生 (4～6 年) 95 名を対象とした。期間は 2014 年 7 月—12 月 4 施設 32 名。2015 年 5 月—2016 年 3 月 6 施設 63 名。参加児童は、施設の職員が入所児童の該当学年の児童に声をかけて、児童の意思を確認して合意のもとに決まった。

児童の変化の様子を測る尺度には様々なものが開発されている。児童の行動や情緒面の特性について明らかにする尺度、社会的スキル測定尺度、自尊感情測定尺度等について検討した。その結果、子ども版 QOL 尺度として開発された KINDL[®]を採用することにした。KINDL[®]は、厳選された質問であり児童への心理的な負担が少ない点をもっとも重視した。下位領域の中に「自尊感情」の項目や「家族」「友だち」「学校生活」といった対人関係についての問いが含まれている点も考慮した。

測定方法は、SST (全 6 回。約 3 か月を要する) を始める前と終了後の計 2 回、参加した児童に QOL 尺度 KINDL[®]に自己評価法で回答を求める。児童を担当する職員には養育者版 KINDLR に養育者評定法で回答を求める。KINDLR は 6 つの下位領域で構成されており、それぞれ 4 項目ずつ合計 24 項目の質問がある。質問には 5 件法で回答する。

3. 倫理的配慮

児童が特定されることのないよう、施設ごとの通し番号で ID 化して連結可能匿名化し、対照表は研究者が保管する。児童の自由意思を尊重するため、職員から児童に口頭で、アンケートはあくまでも自由意思であること、途中でアンケートをやめることができること、アンケートを拒否してもことばキャンプには参加できることを伝えていただく。回収は、用意した回収箱に自主的に入れてもらい、職員には期限までに入れるよう声かけしていただくが強制しないよう配慮をお願いする。

本研究は、神奈川県立保健福祉大学倫理委員会に申請し承認を得て実施した。(2014 年保大第 25-34、2015

4. 研究結果

①SST 実施前後の得点を比較すると、介入によって QOL 尺度総得点と下位尺度 5 項目（夏休みをはさんだため「学校生活」は欠損）の得点が上昇した。「自尊感情」では子ども、職員両方で有意差が出た。総 QOL は、子どもで有意差がでている。

SST トレーニング介入したことで変化が確認された。

②KINDL^Rの標準化に向けて行った全国 19 校の小学生を対象にした調査がある。今回、小学 4-6 年生 2,249 名（男児 1,127 名、女児 1,122 名）のデータを「対照群」とし、研究のデータと比較を試みた。介入前に比較したところ、入所児童の QOL 総得点はほぼ「対象群」と同じだった。介入後は「対照群」を上回っていた。

③2014 年に行った研究で入所児童の自尊感情得点についてさらに分析を進めた。介入前の「自尊感情」の得点を度数分布でみると、得点が 0 に近い者から 100 点満点の者まで、分布の幅が大変広くばらつきが大きかった。極端に低い自尊感情の児童がいる一方で、きわめて自尊感情の高い児童がいることがわかった。介入後は、「低すぎる自尊感情の児童」の得点が上昇し「高すぎる児童の自尊感情」の得点が下降した。

5. 考 察

①今回の結果では、SST 介入によって入所児童の生活全般の総 QOL、主観的満足度が明らかに上昇した。「自尊感情」の項目では、子ども、職員ともに有意に上昇し、「自尊感情」の向上に影響を及ぼすことが明らかになった。しかし介入していない群を設けていないので、成長による変化の可能性もある。介入をしていない群と比較できないことは、今回の研究の限界である。

②入所児童は被虐待体験の児童が約 6 割おり、自尊感情が低いというのが通念としてあるようだが、入所児童の QOL は全国の小学生「対照群」とほぼ同じだった。これは、職員と生活を共にする中で入所児童が現在の生活の中に居場所を見つけて情緒が安定しており、たとえ喪失体験や環境の大きな変化があったとしてもそれを乗り越えて、生活に満足を感じていると考えられる。

③自尊感情得点が極端に低い児童については、虐待体験との関係について多くの研究で明らかにされている。一方、高すぎる自尊感情については 2 つの要因が考えられた。1 つには「こうありたい」とする自分の願望＝自己像とそれを評価する自分の基準によって、自尊感情が決まるという自尊感情の構造と関係している。2 つ目は、自己を把握すること自体が困難な場合があるのではと推察した。高すぎる自尊感情得点の児童の一人は、友だちを認められるようになり自分に対する評価レベルが下がった。また自分の内面を把握できなかった児童は、介入を通じて自分自身を客観的にみつめ把握できるようになった。自尊感情得点の低下はマイナスの結果ではなく、児童の成長という観点からはプラスの結果と捉えるべき。SST 介入によって、「低すぎる自尊感情の児童」の得点が上昇し「高すぎる児童の自尊感情」の得点が下降したのは、それぞれの児童の成長にとってむしろ良い変化であり、自尊感情の適正化が図られたと結論した。

実践報告部門

地域産業と福祉との連携における地域活性化に繋がる形成過程の考察 就労支援事業所における農業作業を通じた地域開発への取り組み

日本社会事業大学大学院博士課程前期1年 岩崎諭史

日本社会事業大学 大島 巖 (228)

[キーワード] 農業 就労支援 地域開発

1. 研究目的

「農業センサス2015」(2015)によると、1960年では農業就業人口が1450万人だったが、2015年では209万人とおよそ14%に減少し、平均年齢は66.4歳であり、農業における後継者問題は深刻化している。近年、農業分野において、福祉サービスを提供する福祉的な側面と、地域産業と連携した事業展開、地域開発の事業体としての側面を併せ持った、社会的企業化した就労支援事業所による事業を通じての農業の活性化、地域開発が注目をされている。本研究では、担い手不足等の多様な課題により、産業として維持が困難なりつつある農業分野において、就労支援事業における農業と福祉との連携によって、地域開発に繋がる要素について検討することを目的とした。

2. 研究の視点及び方法

農業分野において、A県、B県で収益活動や地域開発を主としている就労支援事業所の管理者に対して、本研究の趣意説明を口頭で行い同意を得て、2つの事例について半構造化面接を実施し検証を行った。

3. 倫理的配慮

本研究については「日本社会福祉学会研究倫理指針」を遵守すべく最大限の注意を行いました。

4. 研究結果

- ・農作物の生産だけではなく、生産した農作物の加工作業、飲食店舗や直売所への出荷など多角化した事業運営をおこなっていた。
- ・利用者個々の特性を活かした作業工程を組み、高品質な農作物の生産、農作物の加工品等は世界基準とし、農作物の品質管理を徹底しておこなっていた。
- ・商工機関や企業と積極的な連携を行い、新たな農地の取得、販売先の確保等について積極的に行っていた。

5. 考察

多様な就労機会の創出、利用者の賃金の向上、地域開発を推進していく上では、事業体としての側面が重要であり、農業分野、商工分野等、他の地域産業と連携を行っていくことの有効性を感じた。今後は、農業と福祉とが連携した就労支援事業を実施したことによって、地域開発の推進、地域活性化の成果についての、形成過程の検証や事業評価について、プロセス評価やインパクト評価等、プログラム理論を活用した検証が必要であろう。

【引用・参考文献】

- 1) 農業センサス2015 農林水産省 2015
- 2) 塩津博康 「障害者就労支援事業所の社会的企業化」 社会福祉学 第56巻第4号 14-25, 2016

萌芽的研究報告部門

都道府県の精神保健福祉相談員が市町村に行く技術支援の特性

ーソーシャルワーク・コンサルテーションを枠組みとした分析からー

○ルーテル学院大学大学院総合人間学研究科博士前期課程2年 岡田 隆志

ルーテル学院大学 指導教員 福島 喜代子 (003144)

〔キーワード〕 精神保健福祉相談員、技術支援、コンサルテーション

1. 研究目的

精神保健福祉領域において都道府県は市町村等への補完機能が期待されており、都道府県の精神保健福祉相談員の業務には、市町村が実践する相談援助等への技術的な支援・協力・援助・指導（以下、技術支援）が位置づけられている。しかし、技術支援に関するガイドラインはないため、その実践は個々の判断や力量によりなされ質の担保は難しい。そこで本研究では、技術支援を提供する際に活用していると考えられる、ソーシャルワーク技法の一つ「コンサルテーション」の概念枠組みを用いて、技術支援の特性を明らかにすることとした。

2. 研究の視点及び方法

都道府県の精神保健福祉相談員の実践から、技術支援の内容を実証的に明らかにしていくこととした。そこで、自治体精神保健福祉従事者のみで構成される「全国精神保健福祉相談員会」の会員リストから無作為に20名を抽出し、経験年数10年以上、直近5年で市町村への技術支援の経験があることなどの条件に当てはまった者を対象にインタビュー調査を依頼した。インタビュー方法は、技術支援の実践を具体的により深く、より広く聴取するため、個別に半構造化面接を行った。その際、①個別相談と②精神保健福祉関連事業の2事例について聴取した。分析は、コンサルテーションの実施過程を分析枠組みに設定し、質的内容分析を行った。

3. 倫理的配慮

調査にあたっては、ルーテル学院大学研究倫理委員会の承認を得て、調査が任意であること、データの取扱い方法、匿名性の保証等を個別に文書で説明し、同意書を得て実施した。

4. 研究結果

調査協力者7名のインタビューから、技術支援の意図や目的などに関する内容(217片)を抽出し、分析の結果、37のコードから5つのカテゴリー< >、15のサブカテゴリー【 】を生成した。まず市町村との<関係づくり>では【相補的な関係】【パートナーとしての関係】となっていた。それから【目の前の現場から分析・判断する】【蓄積された根拠から分析・判断する】といった<多面的な情報から分析・判断>を行う。その上で、<支援方針の策定>をしていくが、それには【課題解決や取組促進のための動きをとる】【当事者主体でかわる意識を醸成する】【住民の理解につながる気づきを促す】【職員の心理的な支えとなる】【行政責任の明確化を図る】【環境の改善や促進のための調整をする】の6つの視点が重視されていた。実際の<支援の手立て>には【側面的に実施する】【主体的・協働的に実施する】の方法があり、支援後の<評価>では【実施体制の維持や向上が図られる】【職員の喜びや地域の満足をもたらす】【地域に汎用できるかを吟味する】が意識されていた。

5. 考察

先行研究においてソーシャルワークにおけるコンサルテーションは提供先を限定していない分、抽象度の高い内容となっていた。本研究では精神保健福祉に関する都道府県から市町村への技術支援に焦点をあて範囲を限定することによって、内容を具象化することができた。さらに、分析結果をコンサルテーションの概念と比較したところ、技術支援には①都道府県から市町村に支援を行うだけの一方方向性ではなく、双方向かつ相補的であること、②アセスメントでは市町村職員の心理的側面も含めて包括的に実情を分析・判断していること、③支援には側面的な支援と主体的・協働的な支援が組み合わされていること、などの特性があることを見出すことができた。

萌芽的研究報告部門

ソーシャルワーク実践のエビデンスにおけるエビデンスレベル適用の限定性

—実践の各局面における RCT の適用性から—

首都大学東京大学院 博士後期課程 2 年 間嶋 健 (8653)

〔キーワード〕 実践の科学化、エビデンス、RCT

1. 研究目的

ソーシャルワーク（以後、SW）において、エビデンスが用いられることの重要性がたびたび指摘されてきた。しかし、SW 領域においてはエビデンスレベルの高い調査方法による検証が難しく、エビデンスレベルの階層に従えば、質の低いエビデンスを用いた実践を行う領域という隘路に陥る。エビデンスレベル上位の調査方法には RCT（Randomized Controlled Trial）があり、それを用いた研究を行うことが SW 領域にとって必要であると論じられてきた。しかし、「方法は目的によって価値が付与される」という原理（目的相関性）に照らせば、調査方法自体に質の高低が存在しうることはないとされる。本研究では、「質の高い」研究方法である RCT が実践に対して適用されない局面を提示し、エビデンスレベルが成立する実践範囲の限定性を論じる。

2. 研究の視点および方法

エビデンスの活用が必要だと考えられる SW 実践（面接、アセスメント、介入、連携）と医師の診療（診察、診断、治療、連携）を対照させつつ、各局面と RCT の特徴である、比較対象群の設置、二重盲検化、無作為抽出、という側面に対する適用性を検討する。

3. 倫理的配慮

本研究は、本学会の倫理指針を参照し、個人情報の使用や引用方法について遵守し進められた。

4. 研究結果と考察

診療における治療行為においては、RCT が積極的に適用される。SW においては、一部の治療的介入やケアマネジメント、支援過程をプログラム化した実践がそれに対応すると考えられる。このような場面では、厳密な RCT により高い客観性が確保されるべきである。しかし、あらかじめ用意され統制されたパッケージで対応できない介入も数多く存在し、同一の支援を複数の対象に適用できる場面は、SW 介入のうちの一部である。また、SW 介入においては、実験者の行為が評価対象となるため、二重盲検化はできず単盲検となる。研究において実験者が研究結果と無関係であることは少ないため単盲検のバイアス混入性は高くなる。このような中で無作為割付をしても、実験者がさじ加減できる状況であればその意味は減じ、単なる対照研究と客観性の差が質的には生じないと考えられる。

RCT 不要の局面として指摘されるのは、診断においてや、SW におけるアセスメントの局面である。これらは、「対象の見方」を支持するエビデンスが求められ、効果測定を目的とした調査手法は適用されない。また、SW・医師の「連携」においても RCT の適用は困難である。連携によって、対象者になんらかの効果が生じることは想定されるが、「連携」と「効果」の間に、「連携先」という統制不能な交絡要因を設置しなければならず、単純な因果モデルを適用させることが難しいためである。

面接においては、対象群の設置が成立しないため、RCT は適用にそぐわない。測定対象の面接法の各技法が、それに特有の技法なのか否かという弁別や、それを使い分ける実験者の養成が現実的ではないためである。

以上より、介入の場面で RCT は適用対象や客観性に限定的な適用性があることが認められるものの、面接・アセスメント・連携の場面で RCT は調査方法としての適用困難性が示された。SW 実践総体の中で活用されるエビデンスを得るための調査手法の価値を考える上では、エビデンスレベルの階層に従うのではなく、対象者や目的に沿った手法が最も価値があるという原則に立ち戻る必要性が指摘される。

萌芽的研究報告部門

貧困・社会的排除に対峙するソーシャルワークについての一考察 ーソーシャルワーカーへのグループインタビューから見てきたものー

佛教大学大学院博士後期課程3年 石坂 誠 (003419)

〔キーワード〕 貧困、社会的・経済的力学、承認

1. 研究目的

貧困・社会的排除は大・深化を続けており、生活保護受給者は214万人となっている。2年前に生活困窮者自立支援制度も施行されたが、制度と制度の谷間の問題は山積している。谷間に滑り落ちないようにするには、あるいは谷間から引きあげるには何が求められているのかを明らかにしていくことが求められている。

2. 研究の視点および方法

ロベール・カステルは、貧困等「個人の置かれた状況は、自分に責任のない社会的および経済的な力学から派生しているのに、その責任を個人におしつけて罪を負わせるということになりかねないからである」としている。カステルの言う社会的および経済的な力学に対してソーシャルワークは何ができるのか。社会へ働きかけるソーシャルワークについて議論していくことが求められていると考える。本論では現場のソーシャルワーカーが貧困・社会的排除にどのように対峙しようとしているかをグループインタビューから分析することを試みた。

3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会の「研究倫理指針」に基づき配慮した。また、佛教大学「人を対象とする研究」倫理規程の審査を受け承認を得ている。

4. 研究結果

出された意見を分類し、いくつかの項目にまとめた。そのうち意見の多かった6つの項目（①福祉事務所②ケアマネジャー③救急医療と貧困④雇用の劣化⑤下流老人＋ひきこもり⑥ソーシャルワークの課題）について、項目ごとの特徴的な意見について報告する。また、それらの意見から導き出されるものを11点にまとめた（①生活保護受給の難しさ②ケアマネジャーによって貧困が顕在化③人間発達の可能性④退院「支援」に迫られるMSW⑤個人責任に帰結しない⑥救急搬送と貧困⑦アセスメントが重要⑧多職種で貧困について話し合う⑩丁寧な生活の聞き取りが重要⑪生活を理解する、共感する力が落ちている⑫生活困窮者自立支援制度の活用）。

5. 考察

グループインタビューからも貧困・社会的排除の深刻な状況が明らかになった。しかし、生活保護制度等是有効に機能しているとは言えない。また、ソーシャルワークも、貧困・社会的排除の加速度的な拡大・深化に追いついていないと考える。ソーシャルワークが、社会にどう働きかけるかが重要であり、その際アセスメントが重要となる。生活を構造的に把握し、生活歴をきちんと捉えると貧困を個人の責任に帰するのではなく、「社会的および経済的な力学から派生」（カステル）していることが理解できるのではないかと考える。今後の研究の方向性としてポイントとなるのは、承認というキーワードである。調査分析からは、関係性の貧困、手続き的権利の問題、そして雇用の劣化等が抽出されている。アクセル・ホネットのいう、自己信頼、自己尊重、自己評価を取り戻すためのソーシャルワークが求められているといえる。また、人間発達、生活力の形成、潜在能力の開発、反抑圧主義的ソーシャルワーク、エンパワーメント、開発的ソーシャルワークといった視点も重要となると考える。

■基調講演■

「目の見えない人は世界をどう見ているのか ー身体論から考える障害ー」

講 師 伊藤 亜紗 氏（東京工業大学リベラルアーツ研究教育院）

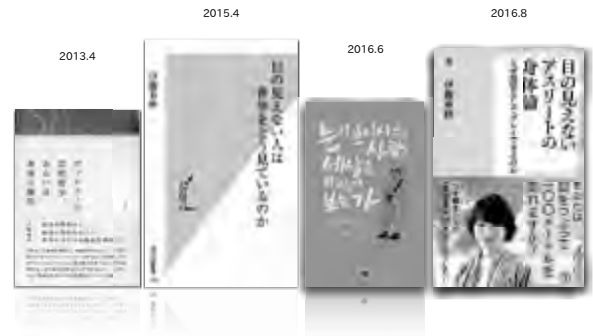
場所：本館 2階 1201教室

13:00～14:00

目の見えない人は世界をどう見ているのか —身体論から考える障害—

伊藤 亜紗 (Asa ITO)
東京工業大学リベラルアーツ研究教育院/環境・社会理工学院 准教授

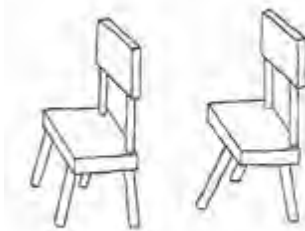
自己紹介：生物学→美学（身体論、現代アート）



「障害」へのアプローチ

「福祉論」ではなく「身体論」

「同じ」ではなく「差異」



左折した角にケンタッキー・フライドチキンがあり、ドアが開くと店からの音が聞こえることあり。そのまま直進。

歩道を50mほど進み、横断歩道の手前の段差で盲導犬が止まったら少しバックして右に90度方向転換し、交通量の多い道路（大泉通り）手前の横断歩道につく。信号が青になるのを車が停止する音で確かめて、横断歩道を渡って左へ。

そのまま歩道を直進。途中で一つ道を渡り、さらに直進すると駅からの道にぶつかるので信号が青になるのを確認して横断。

横断したらそのまま道なりに歩道を直進。そのまま100mほど直進。途中右手からうなぎ屋さんの匂いがする。さらに進んで豆腐屋さんの匂いがするのでその角を右へ。（ここで再び歩道のない道に入る。）

道路を50mほど直進。突き当たりを右へ。20mほどで左の曲がり角があるので左へ。30mほど直進すると左の曲がり角があるのでそこを直進。左に小学校があり、子どもの声が聞こえる。正門前を通過しさらに50mほど直進する、途中右手に小さな公園がありときおり子どもの遊ぶ声がする、その先に小学校の角があり、10mほど先に西武池袋線の線路。通電音があれば音が聞こえる。小学校の角を左へ。

環境 × 身体 = 意味

* 同じ環境でも身体が変われば意味や意味の立ち上がり方が変わる

視覚障害者関連インタビュー調査者リスト（2014.3～2016.12）

番号	氏名	年齢	性別	職業
1	SKさん	企業、40代後半	男性	会社役員など
2	KMさん	企業、40代前半	男性	ワークショップデザイナーなど
3	NSさん	企業、30代後半	男性	講師・編集者など
4	HKさん	企業、13歳で失明	男性	情報技術者
5	YSさん	自営、22歳から	男性	経営者、路上生活
6	TMさん	企業、20代前半	女性	ピアニストなど
7	UMさん	企業、5歳で失明、足と記憶なし	男性	作家
8	STさん	企業、29歳失明	男性	ワークショップデザイナーなど
9	KTさん	企業、7歳で失明	男性	ブランドデザイナー
10	TAさん	自営、10歳から	男性	ブランドデザイナー
11	OHさん	企業、30代前半	男性	編集者
12	AMさん	企業、全ろう、16歳から	女性	エッセイ、講師
13	ITさん	自営、26歳から	男性	ロービジョンソフト開発者
14	SIさん	企業、12歳で失明	男性	リサーチ・サイエンティスト
15	KEさん	半盲、4年盲から	女性	元多岐宮市議員、小・中学校教員
16	HRさん	企業、19歳で失明	女性	経営者など
17	IKさん	企業、6歳で失明	男性	インフラエンジニア
18	CIさん	企業、22歳で失明	女性	シンガーソングライターなど
19	YSさん	企業、20歳で失明	男性	マラソン
20	DRさん	企業、20代前半	女性	マラソン
21	OHさん	自営、10歳頃から	男性	ブランドデザイナー
22	KIさん	自営、18歳から	男性	ブランドデザイナー
23	KKさん	企業、1歳で失明、足と記憶なし	男性	作家
24	TCさん	企業、18歳で失明	女性	路上生活
25	AAさん	自営、14歳から	女性	モデル



- ・ 時間的な差異による認知
- ・ 音源定位／環境音への遮蔽効果



- ・ 運動と環境の分離
- ・ 道具化のプロセス

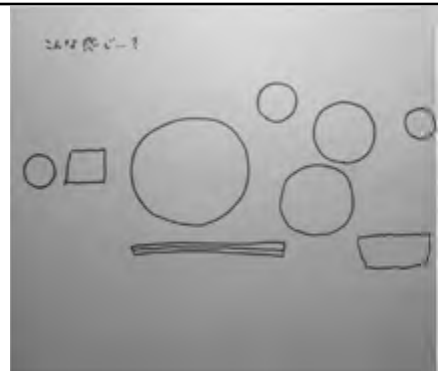


目のアウトソーシング vs 毎日がはとバスツアー
役割分担、効率性 自己主体感の喪失、意味の不在

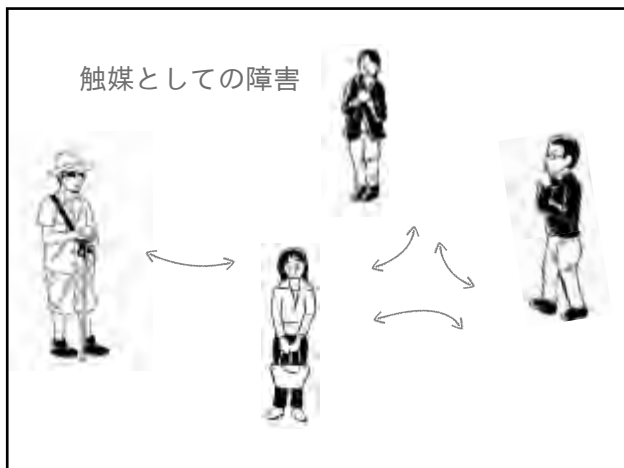
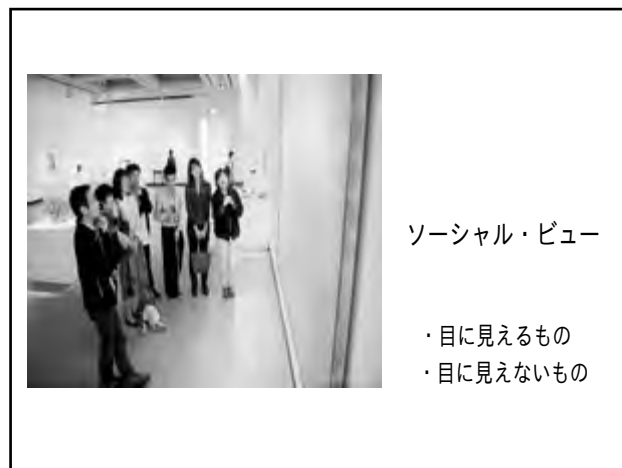


- 「海鮮丼」の味
- ・ 予期の立ちにくさ＝不意打ちに対する柔軟さ
 - ・ 存在>>>不在のグラデーション

先天盲の人にとっての天ぷら定食



- ・ 「位置情報」と「コンテンツ情報」の分離
- ・ 「翻訳」の難しさ／面白さ



障害に対する2つのアプローチ

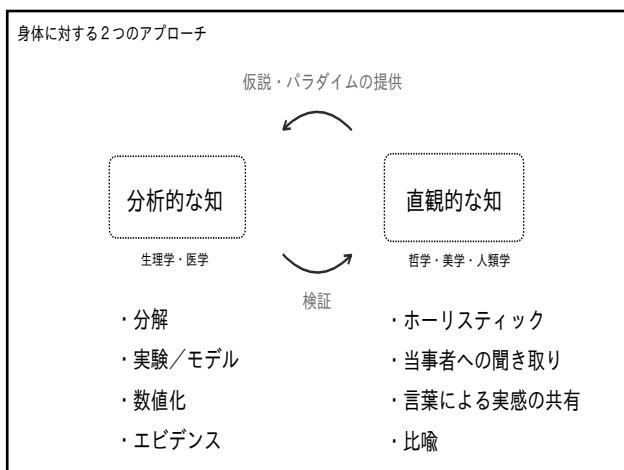
個人モデル(impairment)

障害者が被る不利や困難の原因は、当事者の身体的・知的・精神的機能不全にある

社会モデル(disability)

障害者が被る不利や困難の原因は、適切なサービスと保障を提供できない社会の側にある

★社会モデルは重要。しかしそれだけでは不十分。
→当事者の身体的実感からの乖離するおそれ



■シンポジウム■

場所：本館 2階 1201教室
14：10～17：00

テーマ

「当事者固有の文化にもとづいた社会福祉の構築」

シンポジスト 本間 照雄 氏（東北学院大学）

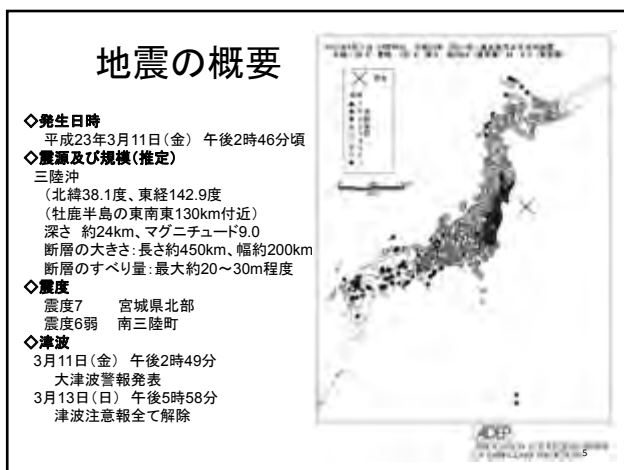
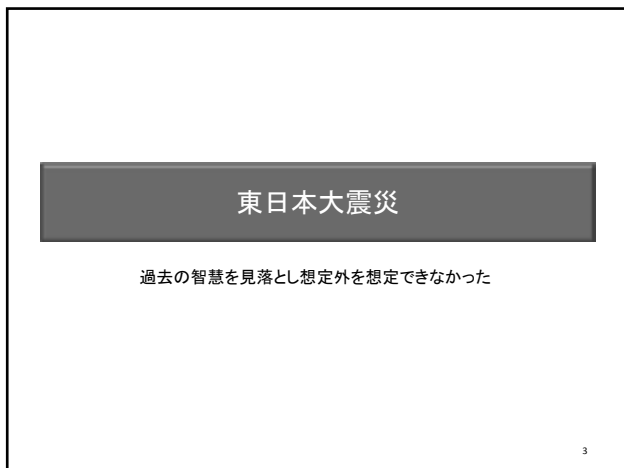
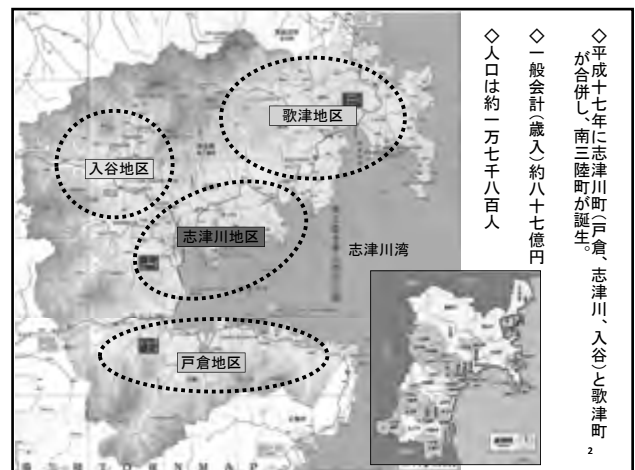
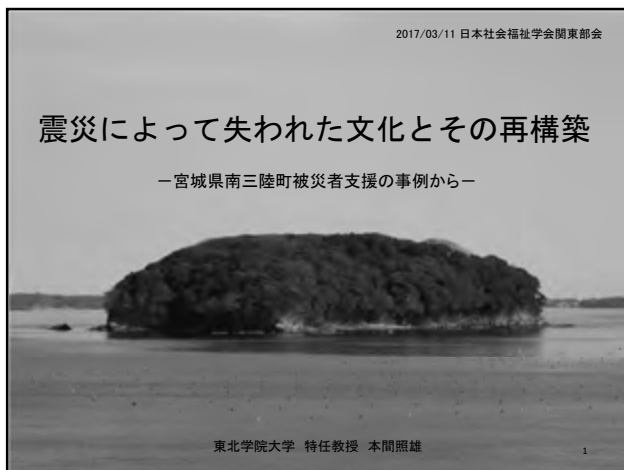
「震災によって失われた文化とその再構築」

シンポジスト ヴィラーグ ヴィクトル 氏（日本社会事業大学）

「LGBTQ 等コミュニティ固有の文化とソーシャルワーク－性（sexuality）の多
様性（diversity）とそれに対応すべき文化的な力量（cultural competence）
の基礎枠組みを中心に－」

コメンテーター 月田 みづえ 氏（昭和女子大学）

コーディネーター 田嶋 英行 氏（文京学院大学）



被害状況

■人的被害

・死者529名・行方不明者216名 計745名 (26.02.28現在)
(H23.2末現在人口 17,666人)

・死者・行方不明者率 4.2% (平成23年2月末日人口に占める割合)

■建築物被害 (概数)

・戸倉地区	526戸 (り災率約75%)
・志津川地区	2,048戸 (り災率約75%)
・入谷地区	8戸 (り災率約2%)
・歌津地区	729戸 (り災率約55%)
計	3,311戸 (り災率約62%)

出典 南三陸町災害対策本部 建物被害は2011/12/31現在 人的被害は2014/02/28現在

7

街が消え町が造られている

南三陸町の再興とは、新しい町をもう一度つくること

8

災害公営住宅等整備場所

(高台移転造成)

・志津川地区	12団地(1,102戸)
・戸倉地区	9団地(246戸)
・歌津地区	14団地(365戸)
計	35団地(1,713戸)

被災前世帯数 5,362世帯(H23.2)

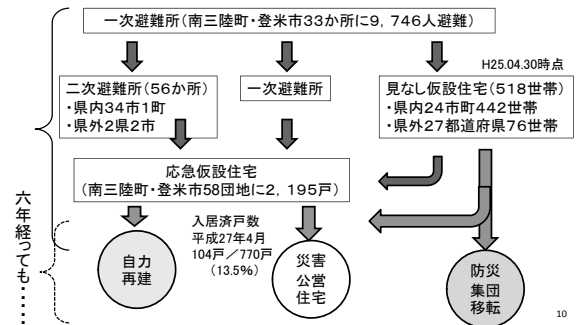
高台+災害公営の2,483世帯
(46.3%)が、新たな住まい方
を必要としている。

(災害公営住宅整備)

・入谷地区	51戸 (平成26年8月完成入居開始)
・志津川中央地区	155戸 (平成29年度中)
・志津川西地区	90戸 (平成28年度中)
・志津川東地区	281戸 (平成28~29年度中)
・戸倉地区	80戸 (平成27年度入居開始)
・歌津伊里前地区	60戸 (平成27年度入居開始)
・歌津樹沢地区	20戸 (平成27年1月完成入居開始)
・歌津名足地区	33戸 (平成26年8月完成入居開始)
計	770戸 (集合住宅670戸 戸建住宅100戸)

地震発生(2時46分頃) (49分) 巨大津波市街地破壊(3時35分頃)

9,746人/17,666人(55.2%)



10

宮城県全体での復興住宅

復興事業が進み、被災地では真新しい住宅、高層の都会的な集合住宅が目立ってきている。災害公営住宅14,017戸及び防災集団移転促進事業等で整備している戸建住宅7,855戸、合わせて21,872戸(当初計画の80%)が新たな場所での暮らしを始め又は準備している(平成29年3月末見込み)。



11

宮城県全体での仮住まい

宮城県内の応急仮設住宅で避難生活をしている人は13,762人(6,586戸)、見なし仮設(民間賃貸借上住宅等)が10,229人(4,300戸)、更には県外で避難生活をしている人が3,641人(47都道府県)、合わせて27,632人が、不自由な仮住まいの中でお正月を迎えています(平成28年12月31日現在)。



12

生活環境変化の中で

- ◇ 応急仮設住宅の集約化
 - ・ 入居率30%を境に集約化(58団地2,195戸→8団地669戸)
 - ・ 平成27年3月現在では77.3%。平成28年には30%になる見込み
- ◇ 残される者の焦燥感(応急仮設住宅)
 - ・ 資力のある者から抜けていく
 - ・ 高まる仮設住宅団地内高齢化率
 - ・ 自治会役員のなり手不足
- ◇ 新たな生活への期待と不安(災害公営住宅)
 - ・ 年金生活者には重い負担となる共益費
 - ・ 閉じたままの集会所
 - ・ 無音の中で、待っていたのは寂しさ?
 - ・ 高い高齢化率(四半世紀後の姿) 高齢化率38.%(全体より11.2%高い)

13

このような数字があります。

- ◇ 誰にも看取られずに亡くなる孤独死は、東日本震災から5年間の被災3県で188人に上り、阪神淡路大震災時の233人と比較して大差はない。
- ◇ 阪神淡路大震災では、その後も孤独死が続き、平成12年から平成28年迄の累計は962人にもなる(毎日新聞平成29年1月13日)。平成28年には65人で、65歳以上が83%を占めている(平均年齢76.2歳)。
- ◇ 私たちは、阪神淡路の教訓を活かし、同じ轍(てづ)を踏まない努力が必要である。

14

長いながい復興への道のりの中で

15

被災前には、こんな豊かな暮らしがあった

- ◇ 契約講・六親講、観音講・念仏講といった伝統的結社形態が残っている。
- ◇ 風俗に関わる多彩な年中行事が行われている。
 - ・ 若水、善宝寺参拝、メダマヌキ、お十八夜(オツハチヤ)、つたっこお正月
 - 法印神楽、カホ団子、掛け魚、八日団子、神まぶり、トシトリ
- ◇ 神社仏閣参拝、部落対抗体育大会、各種お精進
- ◇ 婦人会
- ◇ 二渡神社の祭礼

16

東日本大震災は、新たな支援ステージを発生させた



仮設住宅解消迄の期間

- ◇ 阪神淡路大震災(1995(H7)年1月17日) 1995.02~2000.01 49,681戸 5年間
- ◇ 新潟県中越大地震(2004(H16)年10月23日) 2004.11~2007.12 3,460戸 3年間
- ◇ 新潟県中越沖地震(2007(H19)年7月16日) 2007.9~2009.8 1,222戸 2年間
- ◇ 東日本大震災(2011(H23)3月11日) 2011.04~2016.12現在
 - ・ 応急仮設住宅 6,586戸(13,762人)
 - ・ 見なし仮設住宅 4,300戸(10,229人)
 - ・ 県外避難者 47都道府県(3,641人) 6年経っても続く避難生活

17

長いながい復興への道のり

何が起きたのか



“長い仮の生活”

18

この為、こんなことが起きている



- ・伝統的な地域行事(例祭等)が中断
- ・生活習慣(家庭行事・神事・仏事)の略式化・簡素化(外注化)
- ・畑・磯仕事(生涯現役)から趣味活動(暇つぶし)の活発化へ
- ・生活の潤いや豊かさへの投資に消極的
- ・義理すべのゆらぎ

19

“長い仮の生活”



◇生活文化(習慣・生活様式;生活環境がつくりだした独自文化)が戻らない◇

+

人口流失(▲29%;H27国勢調査)



二度被災する！

20

今、被災地ではどのような支援を行っているのか！

- ◇これまでの集落の姿を残す取り組み『長清水の人々の歩んできた道』
- ◇趣味活動の場づくり
- ◇観音講のお茶会(ボランティア支援によるお茶会から自主開催へ)
- ◇仏事・神事の復活



生活文化への関心を喚起する



日常生活を取り戻す(復興)

21

「住まいの場所」は全く人間存在の基礎であり、すべての人間活動の背景となるだけではなく、個々人の集団に対しての存在保証とアイデンティティ(自分が自分であること)を与える(Relph,1976)。

居住地に対する愛着は、居住期間とともに強まるが、同時にその愛着はその人を取り巻く物質的環境との関係よりも、他の人々との個人的な相互関係の方に関わっている(Hampton, 1970, p115)。



◇人々と地域との関わりを再評価する必要がある◇

Edward Relph, 1976 "PLACE AND PLACELFESSNESS"
(=高野裕彦・阿部隆・石山美也子訳, 1991「場所の現象学」筑摩書房)

22

◇危機に直面する技術

「土地に刻まれ記憶された歴史は、文化的伝統として結実し、危機に向き合う際の仕組みとして機能する。」
「生業の営みを基盤として形成された生活文化は、自律的な強靱さを備えている。」(河村ほか編2013)

◇互酬の復権と地域力の回復

「エコノミーのエコロジーの基礎を作り直すためには、コモンズを再生させる必要がある。そして、そのためには互酬を可能にするような社会関係が構築されなければならない。」(丸山2008)



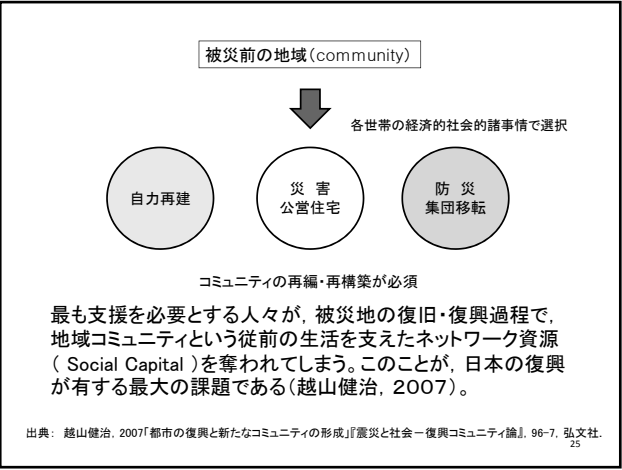
被災者生活支援は、このような地域特解を基にして実践したい。

出典 河村哲二他編, 2013, 『3.11からの再生ー三陸の港・漁村の価値と可能性』御茶の水書房。
丸山真人, 2008, 「サステナビリティと地域力」高橋哲也他編『人間の安全保障』東京大学出版会, 142-57。
23

被災者支援から地域福祉へ

お互いさまの社会(共生社会)の構築

24



◇今の被災地では、住民一人ひとりが共に支え合う互助・共助意識が欠かせません。

◇このことは、被災者支援に限ったことではなく、身近な所で日常的な他者との関わりの中でも必要です。

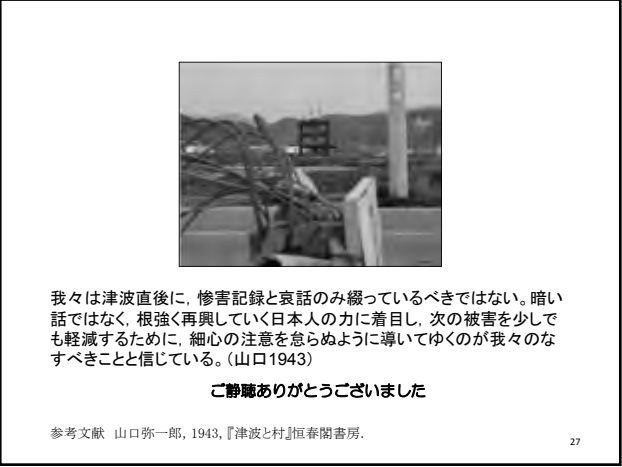
◇共に支え、共に助け合う社会に向けてキーとなるのは、当事者を思いやり、他人事としてではなく、社会の問題として捉える感覚(「他者感覚」)です。

◇我々一人ひとりが直接的、間接的に社会の様々な課題と向き合うためには、他人事にしない他者感覚という社会的想像力を研ぎ澄ますしかありません。

↓

お互いさまの社会(共生社会)の構築

26





2016年度研究大会
 当事者固有の文化にもとづいた社会福祉の構築
 大会シンポジウム 2017年3月11日(土)14:10~17:00

LGBTQ等コミュニティ固有の文化とソーシャルワーク
 性(sexuality)の多様性(diversity)とそれに対応すべき
 文化的な力量(cultural competence)の基礎枠組みを中心に

ヴァイラグ ヴィクトル
 VIRÁG Viktor
 viktor.virag2@gmail.com


最も難しいことはなにか。
 それは基も簡単そうなことで、
 目の前の物事をその目で
 しっかり見ることだ。

J. W. ゲーテ

2

はじめに

- 「性の多様性」のほとんどの要素は外見上だけで分からない「人間の多様性」、とりわけその内的側面の一部
- しかし、性は本人の情緒・思考・行動のみでなく、(発覚した場合に)周囲の人々によるその人に対する感じ方・考え方・扱い方にも大きく影響(PIE枠組みにおける相互作用)
- 性的少数者の場合、激しい抑圧(偏見、先入観、差別)につながる傾向も

3

性的少数者の不可視化

- LGBTQ等の性的少数者(sexual minority、セクシュアル・マイノリティ)の人口比推定:
 3~10% ⇒ 約30人に1人と10人に1人の間
 - これに対して、社会福祉実践・教育・研究において当事者と出会った頻度は?
 - クライアントの中には?
 - 実践者の中には?
 - 学生の中には?
 - 教員の中には?
 - 研究協力者の中には?
- ⇒ 常に上記の確率でいた／いるはずなのに、専門家が気づいていないだけ;なぜなのか?

4

ソーシャルワークにおける性の多様性の捉え方

- 生物・心理・社会的・スピリチュアル(bio-psycho-socio-spiritual)枠組みの提唱:
 - 生物学的な性: 身体的性別(Biological Sex)「カラダの性」
 - 心理的な性: 性自認(Gender Identity)「ココロの性」
 - 社会的な性:
 - ジェンダー表現(Gender Expression)「フルマイの性」
 - 性行動(Sexual Behavior)「セックスする性」
 - スピリチュアルな性: 性的指向(Sexual Orientation)「スギになる性」
- ※ 全てスペクトラム、ライフコース中に変わる流動的な場合も
- ※ 一つの要素から他の要素の確実な推測は不可能

資料①

まずは性的多数者(sexual majority、セクシュアル・マジョリティ)とは

		女性異性愛者	男性異性愛者
BIO- 生物学的性	「カラダの性」 Biological Sex 身体的性別	F	M
PSYCHO- 心理的な性	「ココロの性」 Gender Identity 性自認	F	M
SOCIO- 社会的な性	「フルマイの性」 Gender Expression ジェンダー表現	F	M
	「セックスする性」 Sexual Behavior 性行動	M (F)	F (M)
SPIRITUAL スピリチュアル性	「スギになる性」 Sexual Orientation 性的指向	M	F

F: どちらかといえば女性
 M: どちらかといえば男性

X: 女性でも男性でもない
 ?: いちがいに判断できない

LGBTIQ等の性的少数者の理解(1)

		女性同性愛者	男性同性愛者
BIO- 生物学的性	「カラダの性」 Biological Sex 身体的性別	F	M
PSYCHO- 心理的性	「ココロの性」 Gender Identity 性自認	F	M
SOCIO- 社会的性	「フルマイの性」 Gender Expression ジェンダー表現	F (M)	M (F)
	「セックスする性」 Sexual Behavior 性行動	F (M)	M (F)
SPIRITUAL スピリチュアル性	「スキになる性」 Sexual Orientation 性的指向	F	M

F: どちらかといえば女性
M: どちらかといえば男性
X: 女性でも男性でもない
?: いちがいに判断できない

LGBTIQ等の性的少数者の理解(2)

		女性両性愛者	男性両性愛者
BIO- 生物学的性	「カラダの性」 Biological Sex 身体的性別	F	M
PSYCHO- 心理的性	「ココロの性」 Gender Identity 性自認	F	M
SOCIO- 社会的性	「フルマイの性」 Gender Expression ジェンダー表現	F (M)	M (F)
	「セックスする性」 Sexual Behavior 性行動	F & M	F & M
SPIRITUAL スピリチュアル性	「スキになる性」 Sexual Orientation 性的指向	F & M	F & M

F: どちらかといえば女性
M: どちらかといえば男性
X: 女性でも男性でもない
?: いちがいに判断できない

LGBTIQ等の性的少数者の理解(3)

		FtM	MtF
BIO- 生物学的性	「カラダの性」 Biological Sex 身体的性別	F (→M)	M (→F)
PSYCHO- 心理的性	「ココロの性」 Gender Identity 性自認	M	F
SOCIO- 社会的性	「フルマイの性」 Gender Expression ジェンダー表現	M	F
	「セックスする性」 Sexual Behavior 性行動	?	?
SPIRITUAL スピリチュアル性	「スキになる性」 Sexual Orientation 性的指向	?	?

F: どちらかといえば女性
M: どちらかといえば男性
X: 女性でも男性でもない
?: いちがいに判断できない

LGBTIQ等の性的少数者の理解(4)

		FtX	MtX
BIO- 生物学的性	「カラダの性」 Biological Sex 身体的性別	F	M
PSYCHO- 心理的性	「ココロの性」 Gender Identity 性自認	X	X
SOCIO- 社会的性	「フルマイの性」 Gender Expression ジェンダー表現	X	X
	「セックスする性」 Sexual Behavior 性行動	?	?
SPIRITUAL スピリチュアル性	「スキになる性」 Sexual Orientation 性的指向	?	?

F: どちらかといえば女性
M: どちらかといえば男性
X: 女性でも男性でもない
?: いちがいに判断できない

LGBTIQ等の性的少数者の理解(5)

		クエスチョニング	インターセックス
BIO- 生物学的性	「カラダの性」 Biological Sex 身体的性別	F or M	F & M
PSYCHO- 心理的性	「ココロの性」 Gender Identity 性自認	?	?
SOCIO- 社会的性	「フルマイの性」 Gender Expression ジェンダー表現	?	?
	「セックスする性」 Sexual Behavior 性行動	?	?
SPIRITUAL スピリチュアル性	「スキになる性」 Sexual Orientation 性的指向	?	?

F: どちらかといえば女性
M: どちらかといえば男性
X: 女性でも男性でもない
?: いちがいに判断できない

LGBTIQ等の性的少数者の理解(6)

		女性無性愛者	男性無性愛者
BIO- 生物学的性	「カラダの性」 Biological Sex 身体的性別	F	M
PSYCHO- 心理的性	「ココロの性」 Gender Identity 性自認	F	M
SOCIO- 社会的性	「フルマイの性」 Gender Expression ジェンダー表現	F	M
	「セックスする性」 Sexual Behavior 性行動	-	-
SPIRITUAL スピリチュアル性	「スキになる性」 Sexual Orientation 性的指向	-	-

F: どちらかといえば女性
M: どちらかといえば男性
X: 女性でも男性でもない
?: いちがいに判断できない

LGBTIQ等の性的少数者の理解(7)

		女性全性愛者	男性全性愛者
BIO- 生物学的性	「カラダの性」 Biological Sex 身体的性別	F	M
PSYCHO- 心理学的性	「ココロの性」 Gender Identity 性自認	F	M
SOCIO- 社会的性	「フルマイの性」 Gender Expression ジェンダー表現	F	M
	「セックスする性」 Sexual Behavior 性行動	F & M & X	F & M & X
SPIRITUAL スピリチュアル性	「スキになる性」 Sexual Orientation 性的指向	F & M & X	F & M & X

F: どちらかといえば女性
M: どちらかといえば男性

X: 女性でも男性でもない
?: いちがいに判断できない

性の多様性に関する近現代史(1)

西洋社会における一般的な位置づけの変化

異常から正常へ

1. 宗教的な罪: 懺悔や変換治療の対象
2. 法的な犯罪化: ソドミー法等の対象
3. 病理化: 電気痙攣等の治療の対象
4. 多様な生活スタイルとして容認

※ 現代に残る課題: 宗教的な不寛容(コンヴァージョン・セラピー)、社会的な差別、権利の不平等

14

性の多様性に関する近現代史(2)

西洋社会における運動の展開

同化→権利獲得→解放→権利獲得+同化?

- ヨーロッパを中心に近代的な権利運動が開始(O. ワイルド、K. H. ウルリッヒスなど)
- 同性愛(homosexuality)という単語を1869年にK. M. ケルトベニが提案
- 1950年代から米国で当事者団体による運動が発足(Mattachine Societyなど)
- 運動の転換: 1969年のストーンウォール事件

15

性の多様性に関する近現代史(3)

対人援助専門職における位置づけの変化

- APAが1973年に同性愛を治療対象から除外(DSM-II)
- WHOが1990年に同性愛を治療対象から除外
- DSM-IVがDSM-Vに改訂される際に、トランスジェンダーの位置づけが性同一性障害(gender identity disorder)から性別違和(gender dysphoria)へ; ICD-10のICD-11改訂案においてジェンダー不一致(gender incongruence)と改名

16

性の多様性に関する近現代史(4)

日本における位置づけの変化

- 江戸時代まで同性愛の豊か歴史
- 明治時代に一時的に法的禁止(鶏姦律条例、1872~80年)
- 1994年に、WHOの見解を踏まえて、厚生省は治療対象から、文部省は性非行から同性愛を除外
- 日本精神神経学会が1995年に同性愛を治療対象から除外

17

性の多様性に関する近現代史(5)

同性婚を巡る近年の動向

- 合法化は20各国未満、しかし同性パートナーシップ等はより普及; 日本では違法
- 2003年に国籍国の法律に応じて、外国籍者に許可
- 2009年に相手の国籍国の法律に応じて、外国籍者と許可
- 2011年に仏教寺院で、2012年にTDRで挙式が開始
- 2015年以降、一部の自治体が許可(渋谷区、世田谷区、伊賀市、宝塚市、那覇市)
- 現在: 世論が分かれる

18

性の多様性を巡る国際的な動向(1)

- 国連の立場
 - 人権高等弁務官と事務総長より
<https://www.youtube.com/watch?v=y3OvH0SEznM>
 - 国連とLGBT等
<https://www.youtube.com/watch?v=b5g4qFLkEKc>
- 国際ソーシャルワーク団体の立場
 - 国際ソーシャルワーク学校連盟 (IASSW)
 - 国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW)

19

性の多様性を巡る国際的な動向(2)

- 倫理原則声明(2004年)
 - 社会正義の原理に関して、性的指向に基づく差別への挑戦が倫理的責任として指定
- 教育・養成のグローバル基準(2004年)
 - コア・カリキュラムに関する基準においてソーシャルワーク専門職のパラダイムの中に性的指向を含む多様性の肯定的評価と尊重が規定
 - 学生に関する基準において性的指向に基づく差別の禁止
 - ジェンダー包括性に関する独立した基準が制定

20

性の多様性を巡る国際的な動向(3)

- グローバル定義(2014)
 - 性的指向に基づく抑圧への取り組みは中核的な任務として明記
- 性的指向とジェンダー表現に関するIFSW指針声明(2014)
 - 国際的な課題として犯罪化、病理化、罪意識、文化的偏見、交差性(intersectionality、即ち複合的差別)の問題が指摘
 - ソーシャルワークの危機感領域に生命・自由・安全への権利、対人暴力、経済格差、健康格差、HIV/AIDS、青少年と教育の問題が列挙

21

数字からみた当事者の生きづらさ(1)

- ニーズを示す国際データ
 - 国連の調べ
<https://www.youtube.com/watch?v=nmPRc1CYzZ4>
- ニーズを示す国内データ
 - 自殺を考えたことのあるGB男性は66%、未遂は14%(日高ら、2005年)
 - GB男性の自殺未遂率は異性愛男性の6倍(日高ら、2007年)

22

数字からみた当事者の生きづらさ(2)

- 10代GB男性の自傷行為の生涯経験率は17%で、首都圏平均の2倍(同上)
- MtF・FtMの2割に自傷・自殺未遂経験、7割に自殺願望、1/4に不登校(新井ら、2008年)
- 性的少数者の7割がいじめを経験、3割が自殺を考えた(いのちリスペクト。ホワイトリボン・キャンペーン、2013年)
- 性的少数者であることを誰にも話せていない男子53%、女子31%(同上)
- 不特定の冗談を見聞きしたのは6割、特定当事者を対象した冗談は4割、自分は3~4割(同上)

23

ソーシャルワークにおける生きづらさの捉え方(1) 差別及び抑圧の種類

生きづらさの背景にあるもの

- 1972年にG. ワインバーグがホモフォビア(同性愛嫌悪、homophobia)概念を提唱
- 類似した概念として: バイフォービア(両性愛嫌悪、biphobia)、トランスフォービア(ジェンダー越境嫌悪、transphobia)
- より包括的な概念: ヘテロセクシズム(異性愛中心主義、heterosexism)

24

ソーシャルワークにおける生きづらさの捉え方(2) 差別及び抑圧の仕組み

1. 制度的な差別: 法制度や社会サービスの制度設計
2. 文化的な差別: 「常識」や習慣、社会規範やマナー
3. 個人的な差別: 特定の個人の言動(上位差別に影響されて無意識の場合も!)
4. 専門的な差別: 対人援助専門職による欠陥論や病理化(上位差別に影響されて無意識の場合も!)
5. 内在化された差別: 否定的な価値観の内面化による当事者自身による自己嫌悪や低い自己肯定感

⇒ 深刻なストレス要因だけでなく、実質的に相当な社会的な不利益の原因

25

性の多様性と文化的な力量(1)

- 文化とは: (世代間で伝承される)ある社会集団内で共有された意味付けとそれに基づく行動様式 → 一言でいうと「世界観」
- 力量とは: 特定の社会的な文脈において、専門職機能を効果的に果たせる能力
- 文化的な力量(cultural competence)とは: 特定の社会的な文化的な文脈において、ある社会集団内で共有された意味付けとそれに基づく行動様式を適切に理解し、十分に学習できる能力(認識・知識・技術)

26

性の多様性と文化的な力量(2)

文化的な認識(≡自己覚知)

- 自己認識:
 1. 自分の性の各要素の意識化(分析)
 2. 家庭環境や社会などの背景を踏まえて、これまでの人生における1.の形成過程の意識化(分析)
- 他者認識:
 1. 異なる性のあり方の人々に対する自分の態度の意識化(分析)
 2. 家庭環境や社会などの背景を踏まえて、これまでの人生における1.の形成過程の意識化(分析)

→ 例: 資料②

性の多様性と文化的な力量(3)

文化的な知識

- 性の多様性に関する用語の理解
- 性的に多様な社会(特に担当地域のクライアント)集団の人口統計的な特徴の理解
- 性の多様性に関するクリティカル・シンキング視点の習得
- 性的に多様な社会集団と、その抑圧に関する歴史の理解
- 性的に多様な価値観の理解
- 性の多様性に関する社会資源や制度の理解
- 性の多様性に関する各種理論の理解
- 等々

28

性の多様性と文化的な力量(4)

文化的な技術

- 関係構築
 - 異性愛の想定(heterosexual assumption)を回避
 - ケースワークの7原則、殊に非審判的態度、受容、秘密保持、そして自分の性のあらゆる要素を自分で定義する権利を含む自己決定権を重視
 - 安心できる包摂的な環境を提供(口頭や書面の言葉づかい、待合室のインテリアなどの設備などの肯定的な言語・非言語メッセージを発信)
- 等々

29

性の多様性と文化的な力量(5)

• アセスメント

- 性的指向やジェンダー表現の問題への影響の有無を把握
- 多様な性ならではの脆弱性(vulnerability)とリスク要因と同時に、特有のレジリエンスと社会資源(コミュニティのストレングスなど)についても把握
- 関係が悪くなりがちな出身家族(family of origin)とともに、場合によってより頼りになる選択家族(family of choice)との関係性を把握
- 等々

30

性の多様性と文化的な力量(6)

- ・ 介入
 - 個別化、性の多様性が問題に影響を及ぼす／及ぼさない場合に差
 - 被抑圧状態のため、ミクロ・メゾ・マクロの各レベルでエンパワメント及びアドボカシー手法の活用
 - その他の専門職機能：LGBT等フレンドリーな社会資源の紹介と新たなソーシャル・サポート・システムの構築(broker)、クライアント自身のストレングス・レジリエンスへの気づきと自己肯定感の向上の促進(enabler)、新しい問題(差別)対処法の習得支援(teacher)、対立解消と権利擁護(mediator)など

31

実践・教育・研究で求められる基本姿勢

- ・ クライアントが必ずしも性的多数者であるという想定(異性愛中心主義)を避けると同時に、性的少数者には必ずしもクライアント性があるという想定(病理化)も回避
- ・ 社会及び経済的な正義の実現に向けて、差別をなくすために、性の多様性についてソーシャルワーカー自らが学習し、周囲と社会を教育する必要

32

最後に(1)

- ・ 当事者をどのように特定(発見)できるか(カミングアウトさせるか)を心配するより、オープンで安全な居場所(カミングアウトしやすい社会環境)の整備が急務
- ・ 性についてクライアント本人に確認する場合は、その専門的な理由の明確化が必要(継続的なカミングアウトの負担軽減)

33

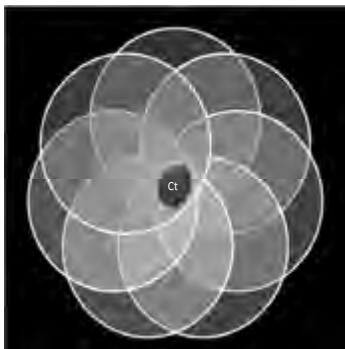
最後に(2)

- ・ 「性の多様性」は「人間の多様性」の一側面に過ぎず、他の集団属性(集団内部の多様性)が問題に影響を及ぼす可能性を考慮することが不可欠(交差性、intersectionality)
- ・ 「性の多様性」重視からより包括的な「人間の多様性」視点へ

資料③

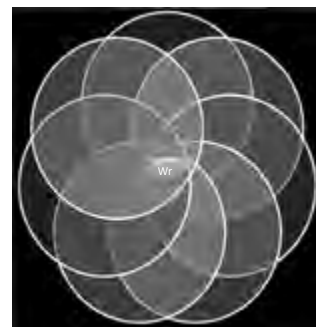
34

最後に(3)



35

最後に(4)



36

主要な参考文献

- Henrickson, M. (2016) *Promoting the dignity and worth of all people: The privilege of social work*, presented at the SWSD2016 conference on 30 June 2016 in Seoul, Korea.
- IASSW, IFSW (2004a) *Statement of Ethical Principles*, IASSW and IFSW.
- IASSW, IFSW (2004b) *Global Standards for Social Work Education and Training*, IASSW and IFSW.
- IASSW, IFSW (2014) *Global Definition of the Social Work Profession*, IASSW and IFSW.
- IFSW (2014) *Policy Statement on Sexual Orientation and Gender Expression*, IFSW.
- Kirk, S. L. (2005) Transgender, Bisexual, Lesbians, and Gays: General Population Groups. In Guadalupe, K. L. & Lum, D. (Eds.) *Multidimensional Contextual Practice: Diversity and Transcendence*, Brooks/Cole Thompson Learning, 207-249.
- Marsiglia, F. F. & Kulis, S. (2009) *Diversity, Oppression, and Change: Culturally Grounded Social Work*, Lyceum.
- Thompson, N. (2012) *Anti-Discriminatory Practice: Equality, Diversity and Social Justice* (5th Ed.), Palgrave Macmillan.
- Tully, C. T. (2001) Gay and Lesbian Persons. In Gitteman, A. (2001) *Handbook of Social Work Practice with Vulnerable and Resilient Populations* (2nd ed.), Columbia University, 582-650.
- Tully, C. T. (2011) Cultural Competence with Lesbian, Gay, Bisexual, and Transgender Persons. In Lum, D. (Ed.) *Culturally Competent Practice: A Framework for Understanding Diverse Groups and Justice Issues* (4th ed.), Brooks/Cole Cengage Learning, 415-436.
- UN (2016) *Free & Equal United Nations for LGBT Equality* Campaign Portal, UN.
- Walters, K. L., Longres, J. F. & Han, C., et al. (2007) Cultural Competence with Gay and Lesbian Persons of Color. In Lum, D. (Ed.) *Culturally Competent Practice: A Framework for Understanding Diverse Groups and Justice Issues* (3rd ed.), Brooks/Cole Cengage Learning, 389-426.

37

全ての物事は、
思っているより単純でありながら、
想像する以上に複雑だ。

J. W. ゲーテ

38



ご清聴ありがとうございました。

39

資料①：ソーシャルワークにおける性の多様性の捉え方の例

	L	G	B	T	Q	I	A	P
	Lesbian レズビアン	Gay ゲイ	Bisexual バイセクシュアル	Transgender /sexual トランスジェンダー／セクシュアル	Questioning クエスチョニング	Queer クワイ	Asexual アセクシュアル	Pansexual パンセクシュアル
	女性同性愛者 (≠WSW、女性間性交渉者)	男性同性愛者 (≠MSM、男性間性交渉者)	女性同性愛者 男性同性愛者	性別と性自認の不一致 FTM MtF MtX	探索中	両性具有者 「変わり者」	無性愛者 「味方」	全性愛者
BIO- 生物学的性								
PSYCHO- 心理的性								
SOCIO- 社会的性								
SPIRITUAL スピリチュアル性								

※ 報告者作成

資料②：性的多数者の自己覚知を促す「異性愛に関するアンケート」

1. あなたの異性愛の原因は何だと思いますか。
2. 異性愛者であることをいつ、どのように決めましたか。
3. あなたの異性愛は、そのうち育ち過ぎる一時的な現象である可能性はないのでしょうか。
4. あなたの異性愛は、同性に対する恐怖症を原因とする可能性はないのでしょうか。
5. 同性とセックスしたことがなければ、その方が好みではないとなぜ断言できるのでしょうか。
6. 異性愛者であることは誰にカミングアウトしていますか。相手はどのように反応しましたか。
7. 異性愛者は、なぜ自分のライフスタイルに他人を誘わなければならないとそこまで感じているのでしょうか。
8. あなたは、なぜ自分の異性愛をそこまで見せびらかそうとしているのでしょうか。ありのままにいたがらも、静かに慎むことはできないのでしょうか。
9. あなたは、どのような困難に直面するかを知っている上で、自分の子どもにも異性愛者になってほしいのでしょうか。
10. 性的虐待を行う者の大多数は異性愛の男性であることは事実です。子どもが男性異性愛者の教師、小児科医、僧侶、ボーイスカウト隊長と接することは安全だと実際に思っているのでしょうか。
11. 結婚が社会的にいくら支持されていると言っても、離婚率は上昇し続けていることは事実です。異性愛者の間には、安定した関係がなぜこんなに少ないのでしょうか。
12. 異性愛者はなぜセックスにそこまで重みをおいているのでしょうか。
13. 地球の人口増加がもたらす危険な状況から考えて、みんなが異性愛者だったら、人類はいったいどのように生き延びられるのでしょうか。
14. あなたは、異性愛者の心理士の客観性を信頼できるのでしょうか。心理士自身の傾向にあなたを導く方向に偏っていると怖くないのでしょうか。
15. 異性愛者は、自分自身や他者に対して男女役割について固執したステレオタイプをもっていることがよく知られています。あなたはなぜそのような不健全な役割分担に従わなければならないのでしょうか。
16. 自衛隊生活における男女分離の状況から考えて、異性愛は自衛隊業務に向いていないのではないのでしょうか。
17. これほど大きな違いがある中、異性と感情面で満足できる関係を果たして楽しむことができるのでしょうか。男性は女性の、また女性は男性の性的な欲求を果たして知ることができるのでしょうか。
18. 極右や新興宗教のように行き過ぎたうるさい仲間に静かに慎むようお願いできないのでしょうか。それによってあなた自身のイメージもアップするのではないのでしょうか。
19. 異性愛者はなぜそこまで色々な人とセックスするのでしょうか。
20. なぜ、多くのレズビアンやゲイの有名人が異性愛者だという事実と異なった主張をするのでしょうか。自分の異性愛を正当化するためではないのでしょうか。
21. 限定的で、強迫的な形で異性愛関係しか築かないでいると、自分の本質的な同性愛の可能性をいったいどのように実現できるのでしょうか。
22. 幸せな異性愛者は少ないようです。本当に望めば、変われる方法が開発されています。結局、なりたくて異性愛者になったわけではないですよね。治療や自助グループを試そうと思ったことがないのでしょうか。

※ Marsiglia & Kulis (2009)を基に、報告者が翻訳、日本の文脈に修正

資料③：クライアント - ワーカーの交差性（intersectionality）構造

外的な交差要素	クライアント	ソーシャルワーカー
年齢／ライフコース段階		
民族		
言語		
ジェンダー表現		
社会的な階層		
障がいの有無		
体格		
外見		
その他		
内的な交差要素	クライアント	ソーシャルワーカー
文化		
性的指向		
学歴		
職歴		
家庭背景		
パートナーの有無		
居住地域		
信仰と宗教		
その他		

※ Lum (2011)より報告者訳

資料④：性の多様性に関わる社会的な課題と問題領域

- 異性愛中心的な社会において、アイデンティティ形成（複雑で多様なプロセスで、複数のモデルが存在）とカミングアウト（継続性）の困難
- 差別等による社会的なストレス
- 特有の健康問題（身体的、精神的）
- 物質依存の可能性と治療の難しさ
- 家庭内暴力の適切な対応の不足
- 法的・制度的な排除
 - 市民権（差別的な各種制度の撤廃）
 - 犯罪被害（差別的な言動からの保護）
 - 物質依存（サービスの感受性）
 - 保健医療（偏見とアクセスしやすさ）
 - 精神医療（肯定的なアプローチ法の活用）
 - 地域・家庭・社会性生活（子どもを巡る諸権利）
 - 若者支援（性の多様性の容認）
 - 高齢者介護（対象者集団の性の多様性を反映するサービスの拡大）
 - 納税・社会保障・福利厚生等の平等（同性パートナーシップ）
- 当事者の子どもに関する課題（親権など）
- 若年当事者への肯定的な対応の不十分さ
- パートナー関係の特有の問題点
 - カミングアウトの度合いや範囲の差
 - HIV 感染などの健康意識
 - 内在化されたホモフォビアと自責感情
 - それぞれの拡大家族と付き合う程度の差
 - パートナー関係への異なる期待
 - 年齢差
 - 性的関係の排他性に関する期待の差
 - 力関係のバランスについて異なる認識
 - 物質利用・依存と回復
 - 生計と経済格差
- 高齢当事者の特別なニーズと一般的な高年齢層及び福祉サービスにおけるホモフォビアやヘテロセクシズム

※ Kirk (2005)を基に、報告者が抄訳

■ 総会・関東部会研究大会奨励賞授与式 ■

場所：本館 2階 1201教室
17:00～17:30

日本社会福祉学会関東地域ブロック総会

日時：2017 年 3 月 11 日（土）17:00～17:30

1. 2016 年度事業報告（2016 年 4 月～2017 年 3 月）

1）運営委員会

- 第 1 回（2016. 6. 13）、第 2 回（2016. 9. 15）、第 3 回（2016. 11. 28）、第 4 回（2017. 3. 11）の計 4 回開催
（於：明治学院大学白金キャンパス）
- 執行体制：担当理事：久保美紀（明治学院大学）、監事：大島巖（日本社会事業大学）、経理担当：高山直樹（東洋大学）
- 2016 年度の運営委員体制（別紙のとおり）
- 各部会活動の実施・運営（広報委員会、社会福祉学評論編集委員会、大会担当部会、その他）

2）関東部会研究大会

- 2016 年度研究大会を 2017 年 3 月 11 日（土）に開催（於：明治学院大学白金キャンパス）
- ・大会テーマ：当事者固有の文化にもとづいた社会福祉の構築
- ・基調講演：「目の見えない人は世界をどう見ているのかー身体論から考える障害ー」
- ・シンポジウム：当事者固有の文化にもとづいた社会福祉の構築
- ・自由研究報告：23 演題（研究報告部門 13 題、萌芽的研究報告部門 9 題、実践報告部門 1 題）

3）社会福祉学評論

- 電子ジャーナルで、2016 年度（2017 年 1 月末現在）に論文 9 本を発行
- 査読・編集体制の整備
- 2016 年度（4 月～12 月）に 9 本の投稿あり

4）ホームページ

- 2009 年 12 月より運用開始
- ・ホームページコンテンツの充実や関東大会抄録集、ニューズレター等を PDF で掲載
- ・一日あたりのアクセス数は 150 件程度
- コンテンツとして、電子ジャーナル化された機関誌「社会福祉学評論」の一般公開をメインに、研究大会、ニューズレター、運営委員会、新着のお知らせなど。その他、関東地区で開催の公開講座・講演会、博士論文公開審査、最終講義の情報等を紹介するページを設置
- 会員情報管理システム（SOLTI）によるメール配信サービスと連携し、情報発信を実施
- ・メールマガジン Ver. 4 を 2016. 12. 26 に一斉配信

5）ニューズレター

- 関東部会ニューズレター No. 19（8 ページ）を 2017. 1. 20 に発行し、関東部会会員に郵送

2. 2017 年度事業計画（2017 年 4 月～2018 年 3 月）

1）運営委員会

- 年 4 回の開催
- 各部会活動の実施・運営（広報委員会、社会福祉学評論編集委員会、大会担当部会、その他）
- 研究大会（2018 年 3 月開催予定）の企画、運営準備
- 研究大会奨励賞の授賞

2）関東部会研究大会

- 2018 年 3 月に開催予定

3）社会福祉学評論

- 電子ジャーナルで、『社会福祉学評論』を発行予定
- 若手研究者等の積極的な投稿を促進する
- 編集体制の整備を継続して行う

4）ホームページ

- メール配信との連携、RSS による更新情報の提供、メールマガジン等の情報提供、Twitter、Facebook などのソーシャルメディアの活用により、より多くの関係者のホームページへのアクセスを促進する
- メール一斉配信システムと連携した情報発信を体系的に実施する

5）ニューズレター

- 関東部会ニューズレターNo.20 を発行予定

6）関係機関との連携

- 社会福祉学専攻協議会院生協議会との関係強化についての議論を継続する

7）その他

3. 2017 年度・関東地域ブロック運営委員の選出

4. その他

2016年度社会福祉学会関東地域ブロック委員会運営委員名簿

連番	氏名	所属機関・団体	担当
1	久保美紀	明治学院大学	関東部会担当理事
2	大島巖	日本社会事業大学	監事
3	高山直樹	東洋大学	経理
4	荒井浩道	駒澤大学	広報委員
5	岡田哲郎	立教大学	広報委員
6	小野孝嘉	東京都社会福祉協議会	広報委員
7	今泉礼右	日本大学	編集委員
8	北本佳子	昭和女子大学	編集委員
9	金成垣	明治学院大学	大会担当
10	小林理	東海大学	編集委員
11	佐藤信人	認知症介護研究・研修センター	大会担当
12	眞保智子	法政大学	編集委員
13	田嶋英行	文京学院大学	大会担当
14	月田みづえ	昭和女子大学	編集委員
15	豊田宗裕	聖徳大学	大会担当
16	賛川信幸	日本社会事業大学	大会担当
17	林浩康	日本女子大学	大会担当
18	菱沼幹男	日本社会事業大学	編集委員
19	保正友子	日本社会福祉士会・立正大学	大会担当
20	丸山晃	東洋大学	大会担当
21	室田信一	首都大学東京	編集委員
22	山口麻衣	ルーテル学院大学	編集委員
23	山下興一郎	淑徳大学	編集委員
24	山田知子	放送大学	大会担当
25	六波羅詩朗	目白大学	大会担当
26	渡邊浩文	武蔵野大学	編集委員
	耕田昭子	明治学院大学	事務局

一般社団法人日本社会福祉学会
2016 年度関東部会研究大会抄録集

発行日 2017 年 3 月 11 日

編集者 一般社団法人日本社会福祉学会
関東地域ブロック運営委員会

発行者 一般社団法人日本社会福祉学会関東地域ブロック

連絡先 明治学院大学社会学部社会福祉学科 久保美紀

〒108-8636 東京都港区白金台 1-2-37

Email : kantobukaijimukyoku@gmail.com
